一人ひとりが認め合い、
いきいきと輝くまち
をめざして

第２次小郡市男女共同参画計画

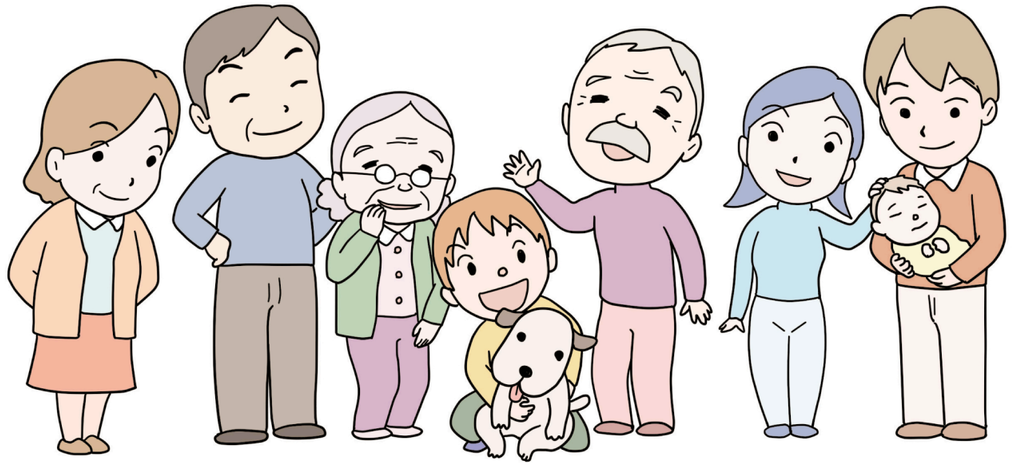

平成26年2月

小　郡　市

第２次小郡市男女共同参画計画

平成26年2月　小郡市

R100
本文は古紙配合率100％再生紙を使用しています
表紙は再生紙を使用しています

一人ひとりが認め合い、
いきいきと輝くまち
をめざして

人口減少及び少子高齢化の進展、家族形態の多様化、地域社会の相互扶助意識の希薄化、雇用・就業環境の変化など私たちを取り巻く我が国の社会環境は、大きく変わってきています。このような変化に対応していくためには、仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女がともに夢や希望を実現することで、一人ひとりの人生を豊かなものとする男女共同参画社会の実現が不可欠です。

小郡市は、これまで平成16年3月に「小郡市男女共同参画計画」を策定し、その後、平成20年4月には「小郡市男女共同参画推進条例」を施行し、市民の皆様とともにさまざまな施策に取り組んでまいりました。

しかし、平成24年10月に行った市民意識調査では、依然として、夫は仕事、妻は家庭という「固定的な性別役割分担意識」が残っていることが分かりました。また、女性への暴力の防止、政策・方針決定の場への女性の参画の促進など解決しなければならない課題が多く残されています。

このような状況の中、男女共同参画に関する市民の意識向上やさまざまな課題に対応するために、今後10年間に取り組むべき施策の指針とする第２次小郡市男女共同参画計画を策定いたしました。

男女共同参画社会の実現に向けて、市民の皆様と協働してさまざまな施策に取り組み、「一人ひとりが認め合い、いきいきと輝くまち　おごおり」をめざしてまいります。より一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、計画の策定にあたりご提言いただいた小郡市男女共同参画社会推進審議会委員の皆様をはじめ、意識調査や団体ヒアリングなどで多くの貴重なご意見をいただいた市民の皆様に心から感謝申し上げます。

平成26年2月

小郡市長　**平　安　正　知**

≪　目　次　≫

第１章　計画の策定にあたって 1

１　計画策定の趣旨 2
２　計画の背景 3

第２章　計画の概要 5

１　計画の性格と期間 6
２　計画の基本理念、基本目標及び施策体系 7

第３章　基本目標と施策の展開 11

基本目標１　男女共同参画社会のための意識づくり 12
主要課題１　男女共同参画社会に向けての意識啓発 12
主要課題２　男女共同参画教育の推進 15
主要課題３　男女共同参画に関する社会教育の推進 19
主要課題４　国際的視野のもとでの男女共同参画の推進 21

基本目標２　男女の人権が尊重される社会づくり 22
主要課題１　人権の尊重 22
主要課題２　女性に対する暴力の排除と被害者の保護 24

基本目標３　ともにいきいきと働き、支え合う社会づくり 28
主要課題１　男女共同参画の視点に立った労働環境の整備 28
主要課題２　ともに支え合う子育て・介護の実現 33
主要課題３　多様な家族への支援 38

基本目標４　ともに健康で安心して暮らせる環境づくり 39
主要課題１　生涯を通じた健康支援 39
主要課題２　高齢者・障害者の社会参加への支援 41

基本目標５　ともに参画するまちづくり 42
主要課題１　女性の参画・登用の推進 42

第４章　計画の推進体制 47

第５章　計画の数値目標 51

資　料　編 53

１　女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 54
２　男女共同参画社会基本法 62
３　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 67
４　小郡市男女共同参画推進条例 79
５　第２次小郡市男女共同参画計画策定に関する諮問について 86
６　第２次小郡市男女共同参画計画策定に関する答申について 87
７　小郡市男女共同参画社会推進審議会委員名簿 88
８　第２次小郡市男女共同参画計画策定の経過 89
９　用語解説　（50 音順） 91

第 1 章　計画の策定にあたって

◆本計画に記載している市民意識調査結果のグラフについて

グラフ内の各表記は、以下のものを指しています。

○ Ｎ：集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）
○全国調査①：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成 24 年 10 月調査）
○全国調査②：内閣府「男女間における暴力に関する調査」（平成 23 年 11～12 月調査）
○県民調査　：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（平成 21 年５月調査）
○今回調査　：小郡市「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（平成 24 年 10 月調査）
○前回調査　：小郡市「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（平成 17 年５月調査）
○前々回調査：小郡市「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（平成 12 年９月調査）

◆用語解説について

本文中に※印がついている用語については、本計画書の巻末（資料編）に解説を掲載しています。

１　計画策定の趣旨

少子高齢化や人口減少、不安定な経済状況など、社会を取り巻く環境は変化し続けており、人々の価値観や生活スタイルにも変化や多様性をもたらしています。そのような中で、すべての人が性別に関わらず、それぞれの個性と能力を最大限に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。

我が国においては、男女共同参画社会の実現を重要課題と位置づけ、平成 11（1999）年に「男女共同参画社会基本法※8」を施行し、さまざまな取り組みを展開してきました。近年では、男女間の暴力に関すること（平成 25 年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律※11」（以下「ＤＶ防止法」という。）の改正）や、ワーク・ライフ・バランス※17に関すること（平成 19 年、「仕事と生活の調和憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定）などの課題に対する新たな取り組みも進められています。

このように、男女共同参画社会の実現に向けた法律、制度等は整備されつつありますが、固定的な性別役割分担意識※3やそれに基づく社会慣行・慣習は根強く残っており、政策・方針決定過程への参画、職場における能力発揮、男女間のさまざまな暴力など、いまだ課題が多く残されています。

小郡市においても、平成 16（2004）年に策定した「小郡市男女共同参画計画」に基づき各種施策の推進に努めてきましたが、男女共同参画をより一層推進し、豊かで活力ある社会を築くためには、社会環境の変化に柔軟に対応し、時代に即した施策を総合的かつ計画的に推進していくことが必要となっています。このため、これまでの取り組みを引き継ぎ、発展させる新たな計画として、「第２次小郡市男女共同参画計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

「男女共同参画社会」とは？

女性も男性も、性別に関わらず自分の意思で多様な生き方が選択でき、意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会のことです。仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女がともに夢や希望を実現することで、一人ひとりの人生を豊かなものとすることをめざしています。

内閣府男女共同参画局ホームページを参照

２　計画の背景

１　世界の動き

国際連合が昭和 50（1975）年を「国際婦人年※2」、それに続く 10 年を「国連婦人の 10 年」と定め、昭和 54（1979）年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約※5）を採択すると、性に基づく差別の撤廃と女性の地位向上に向けた世界的な取り組みは大きく前進しました。

昭和 60（1985）年には「『国連婦人の 10 年』ナイロビ世界会議（第３回世界女性会議）」が開催され、「西暦 2000 年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略※13（ナイロビ将来戦略）」が採択されました。また、10 年後の平成 7（1995）年には、北京で開催された「第４回世界女性会議」において、ナイロビ将来戦略の評価・見直しとともに、「北京宣言及び行動綱領※14」が採択され、現在の女性政策の世界的な指針となっています。

さらに平成 12（2000）年には、ニューヨークの国連本部で特別総会として「女性 2000 年会議」が開催され、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」（成果文書）が採択されました。

その後、平成 17（2005）年の「第 49 回国連婦人の地位委員会（国連「北京＋10」世界閣僚級会合）」、平成 22（2010）年の「第 54 回国連婦人の地位委員会（国連「北京＋15」世界閣僚級会合）」では、「北京宣言及び行動綱領」や「女性 2000 年会議成果文書」の実施状況が協議され、一層の取り組みを求める宣言が採択されています。

２　国・県の動き

国際的な取り組みと連動して、我が国でも昭和 52（1977）年に「国内行動計画」が策定されました。その後、国籍法の改正や男女雇用機会均等法※9の制定など国内法の整備を経て、昭和 60（1985）年に女子差別撤廃条約を批准しました。

平成 8（1996）年には、男女共同参画社会の形成の促進に関する新たな行動計画である「男女共同参画 2000 年プラン」が策定され、その後、平成 11（1999）年施行の「男女共同参画社会基本法※8」に基づく「男女共同参画基本計画」が策定されています。

平成 22（2010）年に策定された「男女共同参画基本計画（第３次）」では、「男女共同参画社会基本法」施行後 10 年間の反省を踏まえ、より実効性のあるアクション・プランとしての取り組みが進められています。

福岡県においても、昭和 55（1980）年から３次にわたる「福岡県行動計画」を策定し、その後、平成８（1996）年に「福岡県女性総合センターあすばる」（現:福岡県男女共同参画センターあすばる）が開館、平成 13（2001）年に「福岡県男女共同参画推進条例」が施行されています。平成 23（2011）年には、「第３次福岡県男女共同参画計画」や「ＤＶ防止法※11」に基づく「第２次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定するなど積極的な男女共同参画の推進が行われています。

３　小郡市での取り組み

小郡市においては、平成 12（2000）年に庁内推進機構として市長を本部長とする小郡市男女共同参画推進本部を置き、庁内の推進体制を整えました。同年、「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」を実施し、男女共同参画に関する市民の意識、実態に関する把握を行いました。また、平成 13（2001）年には、教育部生涯学習課女性・青少年係にあった担当を総務部企画課女性政策係に新設して移しました。その年に小郡市男女共同参画社会推進審議会を設置、およそ一年にわたる協議の結果『小郡市男女共同参画社会実現に向けての提言』が答申されました。この答申を受けて平成 15（2003）年度に、以後 10 年間を計画期間とする「小郡市男女共同参画計画」を策定しました。

平成 20（2008）年には、男女共同参画推進にあたっての基本理念や、市の責務及び市民等の役割を明らかにした「小郡市男女共同参画推進条例」を施行し、男女共同参画の実現に向けた取り組みを推進しています。

また、「小郡市男女共同参画計画」の策定から５年目を迎えた平成 20（2008）年度には、社会情勢の変化等に伴い、計画の施策見直しを行いました。

平成 24（2012）年に、「小郡市男女共同参画計画」の見直しに向けて実施した「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」では、経年的な意識の変化は見られるものの、依然として固定的な性別役割分担意識※3などが残っており（下記グラフ参照）、男女共同参画に関する認識をより深めていくことが今後の課題として明らかになりました。

このような市民意識調査の結果等に基づき、小郡市男女共同参画社会推進審議会を中心に協議を進め、平成 25（2013）年度に、今後 10 年間の小郡市における男女共同参画推進の指針となる本計画を策定しました。

≪固定的な性別役割分担意識（「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え）について≫

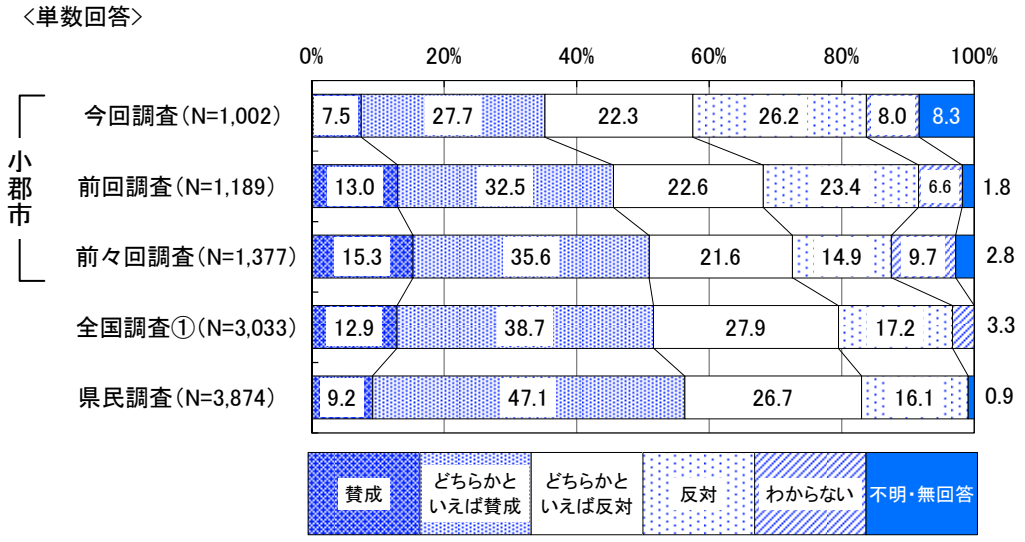

資料：小郡市男女共同参画社会に向けての市民意識調査結果報告書（平成 25 年 3 月）

第 2 章　計画の概要

１　計画の性格と期間

１　計画の性格

（１）　本計画は、男女共同参画に関する社会的な動向を鑑み、「小郡市男女共同参画に向けての市民意識調査」の結果や、小郡市男女共同参画社会推進審議会からの提言を受けて、男女共同参画社会の実現に向けた小郡市の総合的な施策の指針とするものです。

（２）　本計画は、以下の法律に基づく各計画として位置づけます。

- 「男女共同参画社会基本法※8」第 14 条第３項に基づく市町村男女共同参画計画
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（ＤＶ防止法）※11 第２条の３第３項に基づく市町村基本計画

（３）　本計画の策定にあたっては、国や福岡県の関連計画を踏まえた上で、第５次小郡市総合振興計画との整合性を図っています。

２　計画の期間

（１）　計画期間は、平成 26（2014）年度から平成 35（2023）年度までの 10 年間とします。

　計画期間の中間点である平成 30（2018）年度に進捗状況を把握し、計画の見直しを行います。

　また、大幅な社会情勢の変化等に対応して、適宜、見直しを行います。

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
第２次小郡市男女共同参画計画【本計画期間】									
				計画の見直し					

２　計画の基本理念、基本目標及び施策体系

１　基本理念

私たちは、一人ひとりが尊重され、性別や生まれなどに関わらず人間として幸せに生きる権利を持っています。しかしながら、固定的な性別役割分担意識※3やそれに基づく慣行などが今も残っており、それらが男女共同参画の推進を妨げていることも事実です。

これらを踏まえ、「小郡市男女共同参画推進条例」では、その前文で“男女の人権が尊重され、自らの意思で多様な生き方が選択でき、自分らしく生きる喜びを感じることができる男女共同参画社会の実現を決意し、この条例を制定する”と明らかにしています。

この条例は、小郡市における男女共同参画のまちづくりの基礎となることから、本計画の基本理念においても、条例に示した６つの基本理念に基づくものとします。

「小郡市男女共同参画推進条例」に掲げる基本理念

①男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別によって差別されることなく、能力を発揮する機会を確保されること、男女の人権が尊重されること。

②社会の制度や慣行についての配慮

男女が社会のどのような分野で活動するときにも、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、自らの意思と責任の下に活動を選択できるよう配慮されること。

③政策等の立案・決定への参画

市の政策や企業や団体の方針の立案や決定に、男女が対等に参画する機会が確保されること。

④家庭生活と他の活動の両立

家族が、お互いの協力と社会の支援によって、家事や子育て、介護などの家庭生活の活動と仕事や地域活動などの社会活動が両立できること。

⑤性と生殖に関し健康的な生活を営む権利の尊重

対等な関係の下で、お互いの性や生殖に関して理解を深め、生涯を通じて安全な環境の下で健康的な生活を営む権利があること。

⑥国際的協調

男女共同参画は、国際的な取り組みの一環であるので、国際的な取り組みと協調して行うこと。

さらに、上記の基本理念のもと、本計画では市民との協働によって男女共同参画を進めていくことが重要であるとの考えから、今後 10 年間の計画期間において以下のように将来像を設定し、その実現をめざします。

【将来像】

一人ひとりが認め合い、いきいきと輝くまち　おごおり

２　基本目標

本計画では、基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべき５つの基本目標を次のように定めます。

基本目標１　男女共同参画社会のための意識づくり

家庭や地域などあらゆる場において、固定的な性別役割分担意識※3にとらわれることなく、誰もが自分らしく生きることができるよう、男女共同参画について理解を深めるための啓発活動や教育・学習機会を通じて、男女共同参画の意識を育みます。

また、国際的協調の観点から、国際交流及び教育などの国際理解を推進し、国際的視野を持った男女共同参画の推進を図ります。

条例の基本理念：①男女の人権の尊重　②社会の制度や慣行についての配慮　⑥国際的協調

基本目標２　男女の人権が尊重される社会づくり

ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）※10 やセクシュアル・ハラスメント※7をはじめとする、あらゆる暴力・性による差別的行為の根絶に向けて、人権教育・啓発の推進や暴力防止に関する啓発、被害者に対する支援体制の充実を図り、男女の人権が尊重されるまちづくりをめざします。

条例の基本理念：①男女の人権の尊重 ⑤性と生殖に関し健康的な生活を営む権利の尊重

基本目標３　ともにいきいきと働き、支え合う社会づくり

男女が平等に個性や能力を発揮して働くことができるよう働く場における男女共同参画を推進するとともに、家庭生活と仕事や地域活動など他の活動の両立に向けて、子育て・介護にかかる支援の充実や男性の育児等への参画促進を図ります。

また、ひとり親家庭をはじめとする多様な家庭が安心して暮らせるよう支援します。

条例の基本理念：②社会の制度や慣行についての配慮　④家庭生活と他の活動の両立

基本目標４　ともに健康で安心して暮らせる環境づくり

男女が互いの身体の特徴を十分に理解した上で、生涯にわたり健康的な生活を営むことができるよう、性に関する正しい知識や情報の提供とともに、人生の各段階に応じた健康支援に取り組みます。また、年齢や障害の有無によって複合的に困難な状況に置かれることなく、男女がともに安心して暮らせるよう、高齢者や障害者の生活を支援します。

条例の基本理念：⑤性と生殖に関し健康的な生活を営む権利の尊重

基本目標５　ともに参画するまちづくり

さまざまな分野で多様な価値観と発想が取り入れられるよう、政策や方針の決定過程に男女が対等に参画できる環境づくりを進めるとともに、地域活動や防災などの新たな分野においても積極的に男女共同参画を推進します。

条例の基本理念：③政策等の立案・決定への参画

３　施策体系

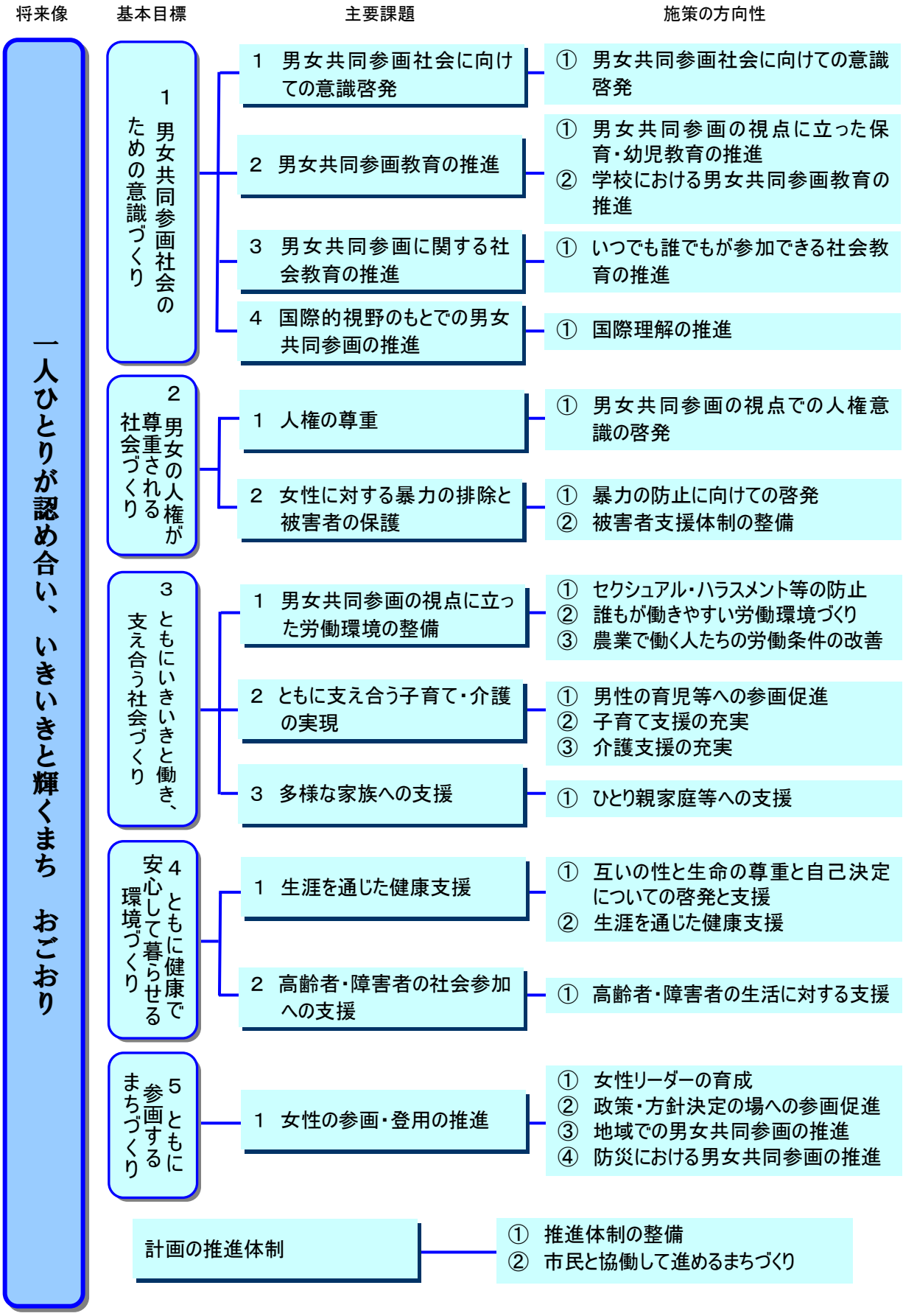
将来像
基本目標
主要課題
施策の方向性
一人ひとりが認め合い、いきいきと輝くまち　おごおり
1 男女共同参画社会のための意識づくり
1 男女共同参画社会に向けての意識啓発
① 男女共同参画社会に向けての意識啓発
2 男女共同参画教育の推進
① 男女共同参画の視点に立った保育・幼児教育の推進
② 学校における男女共同参画教育の推進
3 男女共同参画に関する社会教育の推進
① いつでも誰でもが参加できる社会教育の推進
4 国際的視野のもとでの男女共同参画の推進
① 国際理解の推進
2 男女の人権が尊重される社会づくり
1 人権の尊重
① 男女共同参画の視点での人権意識の啓発
2 女性に対する暴力の排除と被害者の保護
① 暴力の防止に向けての啓発
② 被害者支援体制の整備
3 ともにいきいきと働き、支え合う社会づくり
1 男女共同参画の視点に立った労働環境の整備
① セクシュアル・ハラスメント等の防止
② 誰もが働きやすい労働環境づくり
③ 農業で働く人たちの労働条件の改善
2 ともに支え合う子育て・介護の実現
① 男性の育児等への参画促進
② 子育て支援の充実
③ 介護支援の充実
3 多様な家族への支援
① ひとり親家庭等への支援
4 ともに健康で安心して暮らせる環境づくり
1 生涯を通じた健康支援
① 互いの性と生命の尊重と自己決定についての啓発と支援
② 生涯を通じた健康支援
2 高齢者・障害者の社会参加への支援
① 高齢者・障害者の生活に対する支援
5 ともに参画するまちづくり
1 女性の参画・登用の推進
① 女性リーダーの育成
② 政策・方針決定の場への参画促進
③ 地域での男女共同参画の推進
④ 防災における男女共同参画の推進
計画の推進体制
① 推進体制の整備
② 市民と協働して進めるまちづくり

第 3 章　基本目標と施策の展開

基本目標１　男女共同参画社会のための意識づくり

主要課題１　男女共同参画社会に向けての意識啓発

現 状 と 課 題

男女共同参画の実現にあたっては、誰もが男女共同参画を身近なものとしてとらえ、関心を持つとともに、市民一人ひとりの理解と認識を深めることが大変重要です。

これまで、小郡市においても男女共同参画の意識づくりに向けたさまざまな施策に取り組んできましたが、市民意識調査結果からもわかるように、依然として「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識※3が残っていることや、社会通念・慣習・しきたりなどにおいても男女の地位が平等でないと考える人が多くいるなど、いまだ多くの課題が残されています。

また、「小郡市男女共同参画推進条例」の施行から５年が経過しているものの、その認知度は１割程度と低く、他の男女共同参画に関することがらについても全国調査を下回る認知状況となっています。

団体ヒアリング調査でも指摘されているように、これまで継続的に広報・啓発活動が行われている中で、それが市民には十分にいきわたっていない状況がうかがえることから、今後の啓発活動においては、市民の関心をひき、より多くの市民の理解を促すため、広報・啓発活動の工夫を行うことが必要です。

■男女の地位の平等感（社会通念・慣習・しきたりなどで）

<単数回答>

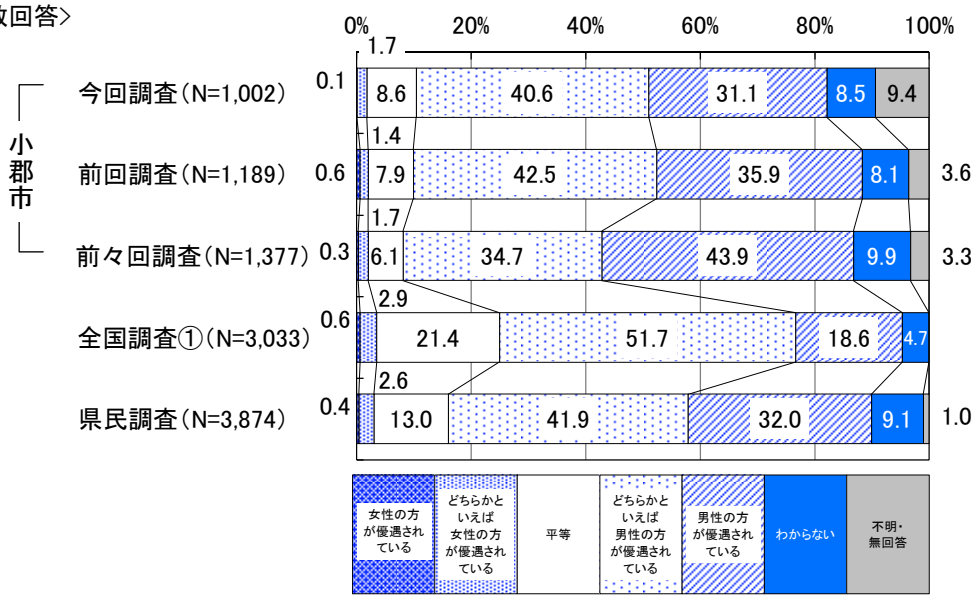

資料：小郡市男女共同参画社会に向けての市民意識調査結果報告書（平成 25 年 3 月）

■男女共同参画に関することがらの認知状況

〈複数回答〉

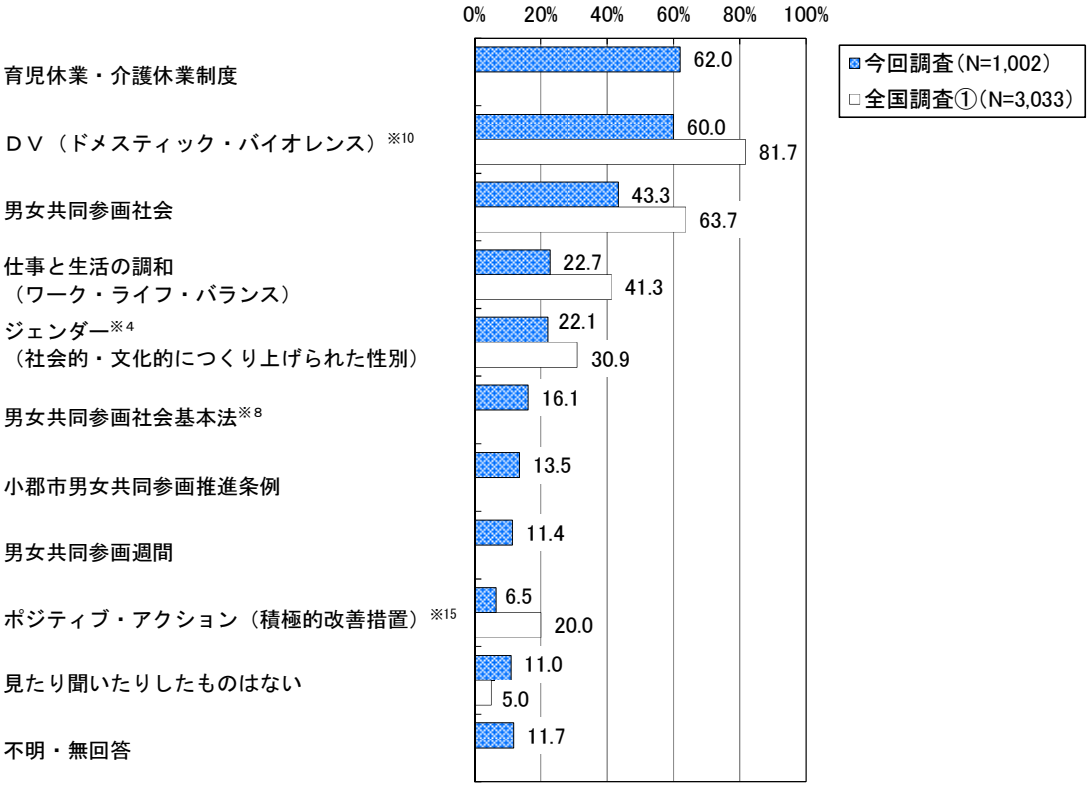

資料：小郡市男女共同参画社会に向けての市民意識調査結果報告書（平成 25 年 3 月）

＜市民からの意見（団体ヒアリング調査結果より）＞

- 「男女共同参画」がずいぶん知られるようになったのは、広報紙など情報提供と啓発によるものと思う。
- 市の広報に関してあまり見たり、聞いたりしない。
- 人権や男女共同参画に関する情報提供や講演会等は十分に行われていると思う。ただ、組織の代表など一部の人に集中しているように思う。一般の人も講演会等へ参加するような方法を考えるべきと思う。

施 策 の 方 向 性

（１）男女共同参画社会に向けての意識啓発

男女共同参画を市民にとって身近なものとして推進できるよう、女性や男性、若年層などの視点を持ちつつ、テーマ等の工夫を行いながら、継続して意識啓発に取り組みます。

No.	具体的施策	内容	担当課
１	図書等の展示、紹介	男女共同参画社会を推進する図書等を展示、紹介し、市民に男女共同参画社会実現のための啓発を行います。	図書館
２	男女共同参画社会に向けての啓発	テーマ設定や周知・集客の工夫を行いながら、男女共同参画に関するセミナー等を定期的に開催し、市民啓発を行います。 男女共同参画セミナーの１回あたりの参加者100人をめざします。（平成24年度46人／回）	企画課
３	広報やホームページ等での情報発信、啓発	広報への「女と男　パートナーシップ」の掲載やホームページの積極的活用等により、男女共同参画に関する情報の提供や啓発を行います。また、メールの活用による情報発信、啓発を検討します。	企画課
４	男女共同参画推進条例の周知・啓発	広報紙やセミナーなどを活用し、「小郡市男女共同参画推進条例」の周知・啓発を行います。	企画課

主要課題２　男女共同参画教育の推進

現 状 と 課 題

男女共同参画意識の形成にあたっては、乳幼児期から、その視点に立って子どもを育んでいくことが重要であり、また、次世代を担う子どもたちが社会の変化に対応していくためには、性別にとらわれずそれぞれの個性と能力を発揮できるような教育を行っていくことが求められます。

市民意識調査結果をみると、学校教育の場における男女の地位は平等であるとの意見が多く、しつけや教育に関しても、男女に関係なく子どもに「経済的な自立」や「炊事・洗濯などの生活自立技術の習得」を求めるなど、固定的な性別役割分担意識※3にとらわれない結果となっています。しかしながら、一方では「女の子は女らしく、男の子は男らしく育てた方がよい」という考えへの賛成意見も比較的多くなっています。

団体ヒアリング調査でも意見があがっているように、男女共同参画社会を形成する上では子どもの頃からの意識づくりや教育が大変重要な役割を担っています。学校教育等の現場ではこれまでも、男女共同参画の視点に立った教育活動が行われてきましたが、今後とも固定的な性別役割分担意識にとらわれず、児童生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばす教育を行っていくことが求められます。

■男女の地位の平等感（学校教育の場で）

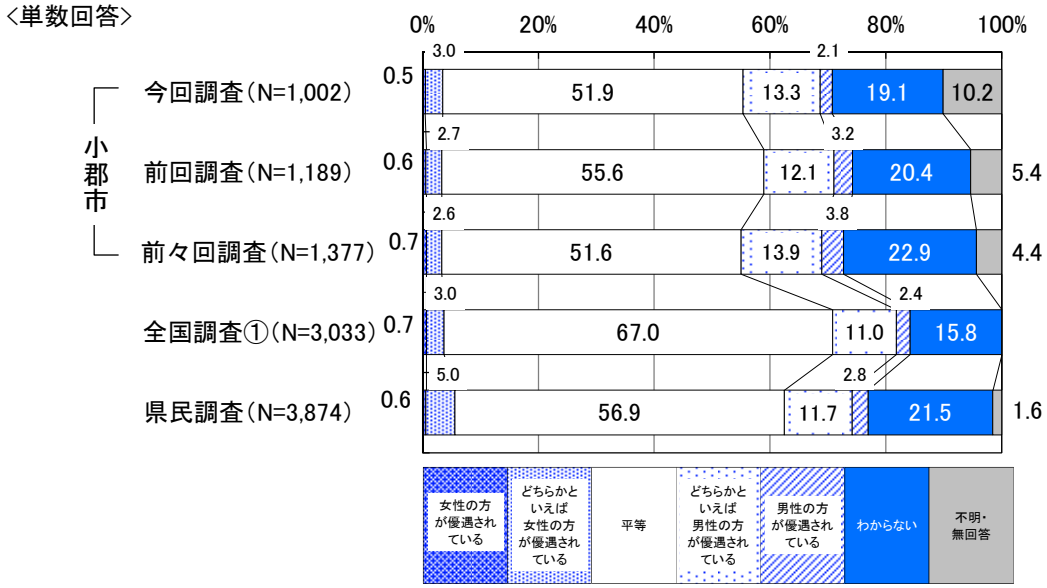

資料：小郡市男女共同参画社会に向けての市民意識調査結果報告書（平成 25 年 3 月）

■しつけや教育についての考え方

【女の子も男の子と同様に経済的に自立できるよう職業人としての教育が必要だ】

<単数回答>

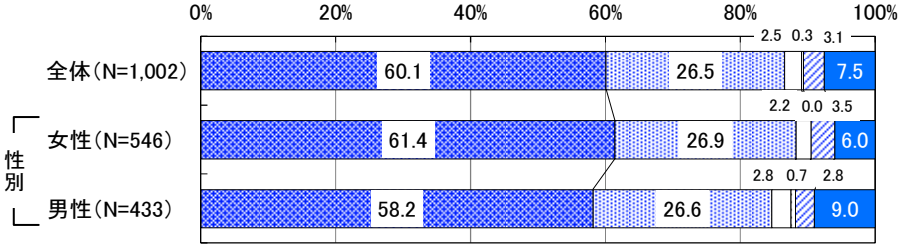

【男の子にも炊事・洗濯など、生活に必要な技術を身につけさせる】

<単数回答>

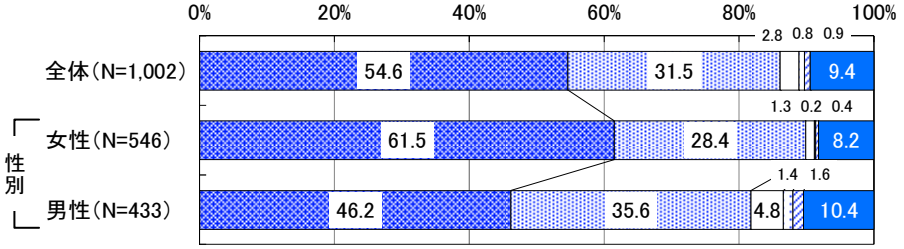

【女の子は女らしく、男の子は男らしく育てた方がよい】

<単数回答>

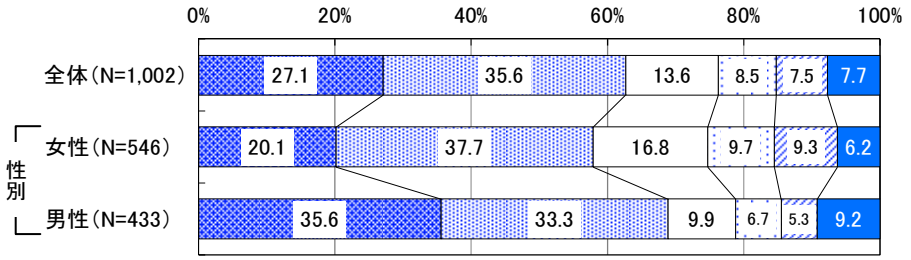

【学校で出席簿の順番などを、「男子が先」という習慣をなくし男女混合に変える】

<単数回答>

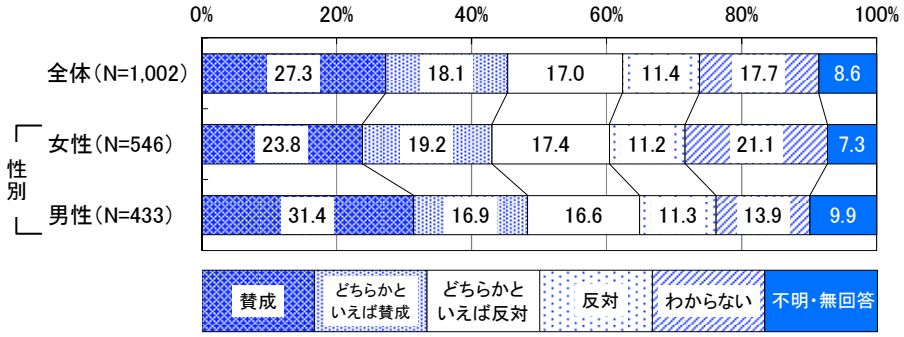

資料：小郡市男女共同参画社会に向けての市民意識調査結果報告書（平成 25 年 3 月）

＜市民からの意見（団体ヒアリング調査結果より）＞

・大人になってから意識を変えるのは難しいので、子どもの頃から学校教育の中で意識づけをするのは効果があると思う。
・子どもの発達段階に応じて、道徳・生活・家庭・体育・学級活動等の学習をはじめ、学校生活の中で男女共同参画の視点を取り入れた教育を行っている。学校教育を通じて男女共同参画の視点や意識が「当たり前」の感覚として子どもたちに伝えていきたい。それを大人になっても持ち続けてほしい。
・今まで当たり前と思っていた意識を変えるのはとても難しいことだと思う。まず、学校教育の中で、まだ頭の柔らかい子どもたちにしっかり男女平等の意識を教育し、子どもを通して親や家族にも考えてもらうようにするとよいと思う。

施 策 の 方 向 性

（１）男女共同参画の視点に立った保育・幼児教育の推進

保育士・教諭への研修や、保育計画の作成、保護者への啓発等において、男女共同参画の視点に立った保育・幼児教育の推進に努めます。

No.	具体的施策	内容	担当課
１	保育士・教諭の男女共同参画教育に関する研修の実施	男女共同参画についての認識を深めるため、研修会を開催するとともに、他の機関が実施する関連した研修会への参加を促します。	保育所 幼稚園
２	就学前教育における男女共同参画の推進	男女共同参画の視点に立ち、保育計画の作成や、保育内容及び教材等の見直しを行います。	保育所 幼稚園
３	男女共同参画に対する保護者啓発	保護者会や園行事等の場を活用して、研修・講座や資料の提供などを行い、保護者の意識向上や家庭における男女共同参画を推進します。	保育所 幼稚園

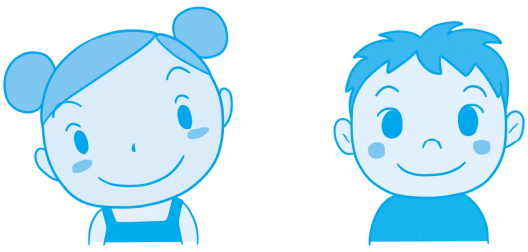

（２）学校における男女共同参画教育の推進

教職員への研修や各種教育活動での児童生徒の意識づくり、保護者への啓発等を通じて、学校における男女共同参画教育の推進に努めます。

No.	具体的施策	内容	担当課
１	教職員の人権・同和教育研修での男女共同参画の推進	教職員に対して人権・同和教育研修会を開催し、その中で男女共同参画に関する意識啓発を行うことで、男女共同参画教育を推進します。	教務課 人権･同和教育課
２	学校教育における男女共同参画の推進	道徳の時間をはじめ、全教科・全領域において、児童生徒の男女共同参画意識及び人権意識の向上を図ります。また、全教育活動において、性別による役割分担にとらわれない指導内容や指導方法の充実に努めるとともに、一人ひとりの能力や適性・個性を生かせる進路指導を推進します。	教務課 人権･同和教育課
３	保護者への啓発	児童生徒の保護者に対し、ＰＴＡ等を通じて男女共同参画に関する情報提供を行います。また、男女共同参画の視点に立った学校教育を行うことにより、児童生徒の姿を通して保護者への啓発につなげます。	教務課

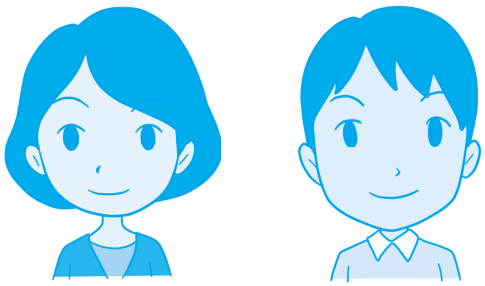

主要課題３　男女共同参画に関する社会教育の推進

現 状 と 課 題

女性も男性も自立した一人の人間として認め合い、社会のあらゆる場面に参画するためには、学校等での教育活動だけでなく、地域における教育や、生涯を通じた学習活動などにおいて継続的に男女共同参画の意識づくりを行っていくことが必要です。

市民意識調査結果からもわかるように、小郡市民の地域活動・社会教育活動への参加意欲は高く、それらの活動においても男女共同参画の視点に立って実施することが、豊かで活気のある地域づくりや、より多くの市民の意識啓発につながります。

これまで、各種講座やセミナー等を通じて男女共同参画の意識や環境づくりを行ってきましたが、参加者の固定化などが課題となっており、今後はより多くの参加を促すための取り組みが求められます。

■地域活動への参加意向

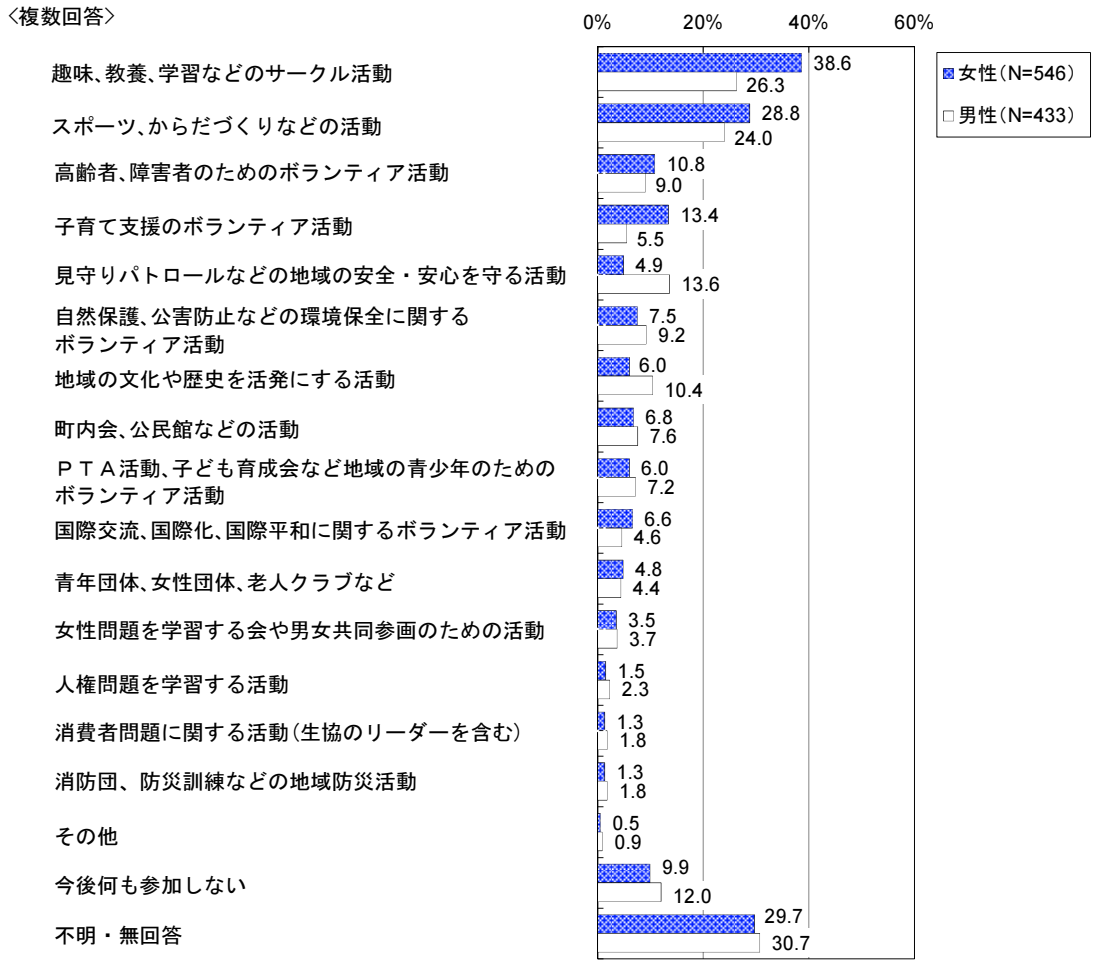

資料：小郡市男女共同参画社会に向けての市民意識調査結果報告書（平成 25 年 3 月）

＜市民からの意見（団体ヒアリング調査結果より）＞

- 講演会やイベント等の実施については、大変だと思うが講演会であればもう少し託児付のものがあれば参加が増えそうな気がする。
- 講演会、学習会等開催されているが、参加者は同じ顔ぶれが多いのでは。もっと幅広い年齢が参加されるようＰＲ活動をされてはどうか。
- 男性も女性もゆとりがないと、せっかく講座等開かれても参加することができず、参加してほしい人ほど参加できない・しない、ということになっているのではないかと思う。

施 策 の 方 向 性

（１）いつでも誰でもが参加できる社会教育の推進

男女共同参画の視点を持った各種講座やセミナー、社会教育関係者への研修などを通じて社会教育における男女共同参画を推進します。

No.	具体的施策	内容	担当課
1	社会教育における男女共同参画の推進	講座やセミナー等を通じて女性の意識向上や能力開発に努めるとともに、各種講座等へ男女共同参画の視点を導入し、市民の意識啓発を図ります。	生涯学習課 協働推進課
2	講座、講演会等事業における託児の実施	乳幼児をもつ人が各種講座や講演会等に参加しやすいよう、託児を実施するとともに、託児ボランティアの養成を行います。	生涯学習課
3	社会教育関係者への男女共同参画に関する研修の推進	公民館での事業にたずさわる校区公民館長や自治公民館長、サークル関係者などの社会教育関係者に対し、男女共同参画に関する研修を案内し、参加を促進します。	協働推進課

主要課題４　国際的視野のもとでの男女共同参画の推進

現 状 と 課 題

今日まで我が国の女性問題や男女共同参画の取り組みは、世界的な取り組みとともに進められてきました。政治や経済、文化など社会のさまざまな分野で国際化が進んでいる中、男女共同参画の取り組みも、国際的な動きと連動し影響を受けながら進んでいるため、国際社会の動向について理解を深め、関心を高めていく必要があります。

また、市内に在住する外国人の方も多い中、男女共同参画に関するさまざまな課題とあわせて外国人であるがゆえに複合的に困難な状況に置かれることがないよう配慮することも、今後のまちづくりでは重要な視点となります。

小郡市においても、男女共同参画社会の実現を国際的な課題としてとらえ、今後も市民の国際理解の推進や国際意識の育成に取り組むとともに、市内在住の外国人が住みよいまちづくりを進めていくことが必要です。

施 策 の 方 向 性

（１）国際理解の推進

国際的視野を持ち男女共同参画を進めることができるよう、国際交流事業の実施や研修等への参加によるリーダーの育成を推進します。

No.	具体的施策	内容	担当課
１	外国人が安心して暮らせる環境づくりの推進	市民の国際感覚や意識を育むとともに、外国人にとって住みよいまちづくりを進めるため、各種国際交流事業を推進します。また、冊子等を活用し、外国人への情報提供に努めます。	企画課
２	女性リーダーの養成	県や国など他の機関が行う国内外の研修事業への参加に対する助成や、女性リーダー養成講座への参加を促すことにより、男女共同参画の視点を持ったリーダーを育成します。	企画課

基本目標２　男女の人権が尊重される社会づくり

主要課題１　人権の尊重

現 状 と 課 題

日本国憲法に個人の尊重と法のもとの平等がうたわれ、男女共同参画社会基本法※8の理念に男女の人権の尊重が掲げられているように、人権の尊重は男女共同参画社会を形成するための基本となります。

市民意識調査結果をみると、就職や労働条件、女性への性的暴力、職場におけるセクシュアル・ハラスメント※7など社会のさまざまな場において、いまだ女性の人権が尊重されていないと感じる人が多いことがわかります。

小郡市ではこれまでも、各種啓発活動や教育を通じて、市民の人権意識を育んできました。女性の人権問題は、長い歴史の中で形成されてきた問題であり、今後とも継続的な教育・啓発活動が不可欠であるため、さまざまな人権問題とともに認識を深め、あらゆる差別の解消をめざしていく必要があります。

■女性の人権が尊重されていない点

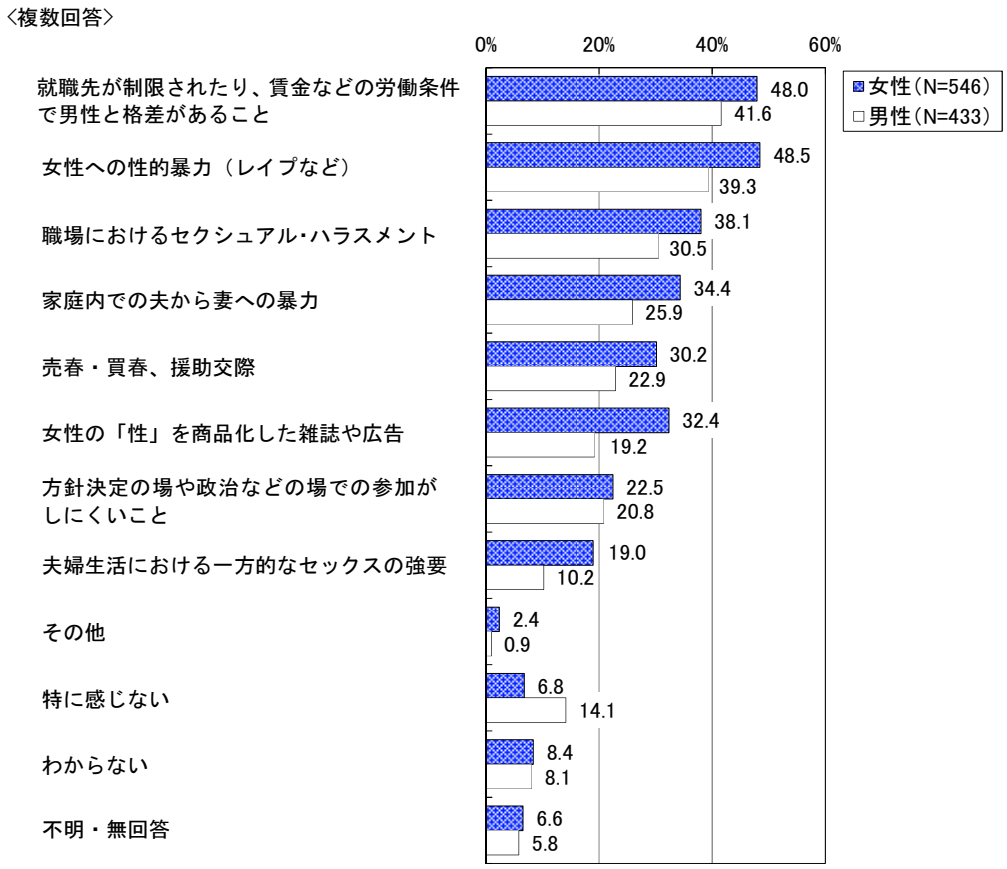

資料：小郡市男女共同参画社会に向けての市民意識調査結果報告書（平成 25 年 3 月）

＜市民からの意見（団体ヒアリング調査結果より）＞

・人権としては平等であるべきで、これは不変のものだが、例えば妊娠、出産は女性だけのものだし、このことを社会的なプラスとしていかにバランスをとっていくかが大切だと思う。
・市では部落問題をはじめとしたさまざまな人権課題の解決に取り組んでいるので、一人ひとりの人権が大切にされることの大事さに気付くような取り組みをさまざまな方面（関係機関）でつくっていくことが大切だと思う。

施 策 の 方 向 性

（１）男女共同参画の視点での人権意識の啓発

「小郡市人権教育・啓発基本計画」に基づく取り組みを通じて、男女共同参画を視点とする人権意識の向上を図ります。

No.	具体的施策	内容	担当課
1	人権教育・啓発の推進	「小郡市人権教育・啓発基本計画」に基づく人権教育・啓発の取り組みや、人権教育啓発センターの活用などを通じて市民の人権意識の向上を図り、女性差別を含めたあらゆる差別の解消をめざします。	人権･同和対策課 人権･同和教育課

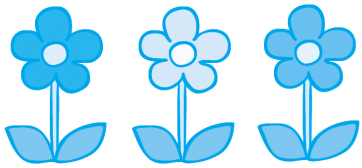

主要課題２　女性に対する暴力の排除と被害者の保護

現 状 と 課 題

暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その対象の性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。ＤＶ防止法※11の改正などにより法整備は進んでいるものの、依然としてＤＶ※10等の暴力被害は全国的にも大きな社会問題となっています。

市民意識調査結果からわかるように、小郡市においてもＤＶの被害経験の回答があり、その対策強化が求められています。また、小郡市では近隣市町とともに運営している「おごおり女性ホットライン」をはじめ、さまざまな相談支援を行っていますが、市民意識調査結果では、相談窓口を知らない人が半数以上を占め、被害を受けた際に相談をした人も２割以下にとどまっています。関係団体ヒアリング調査からも、相談支援に関する要望が多くあがっていることから、相談先の周知や相談体制の充実を図っていく必要があります。

ＤＶ等に関する相談内容は年々多様化・複雑化しており、それらに適切に対応していくためには、庁内各課をはじめ、関係機関等との連携体制をより一層強化することが重要です。あわせて、暴力を未然に防ぐ取り組みとして、啓発活動や子どもの頃からの教育についても継続的に実施していく必要があります。

■配偶者等からの被害経験

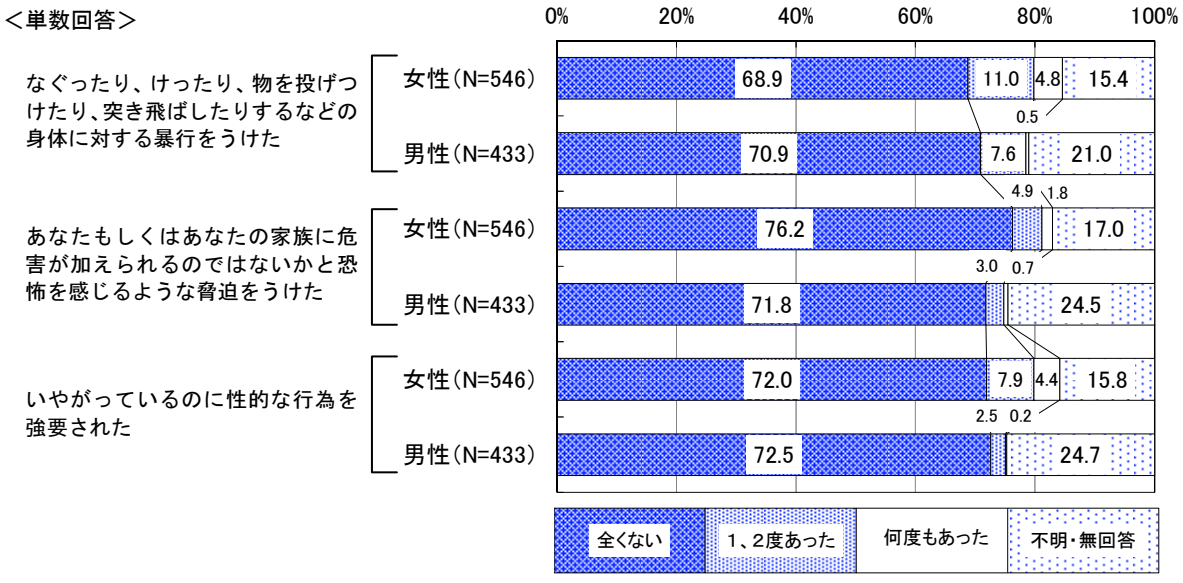

資料：小郡市男女共同参画社会に向けての市民意識調査結果報告書（平成 25 年 3 月）

■暴力に関する相談窓口の認知状況

〈単数回答〉
N=1,002

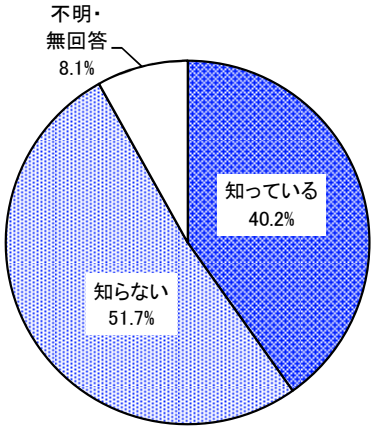

■被害を受けた際の相談の有無

〈単数回答〉
N=183

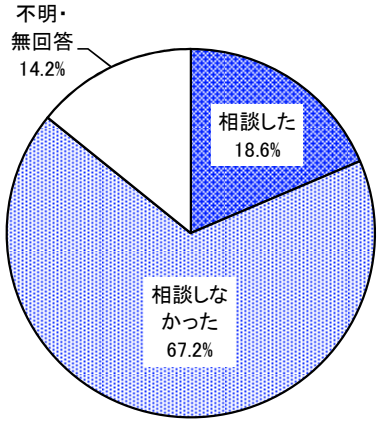

■男女間における暴力を防止する方法

〈複数回答〉

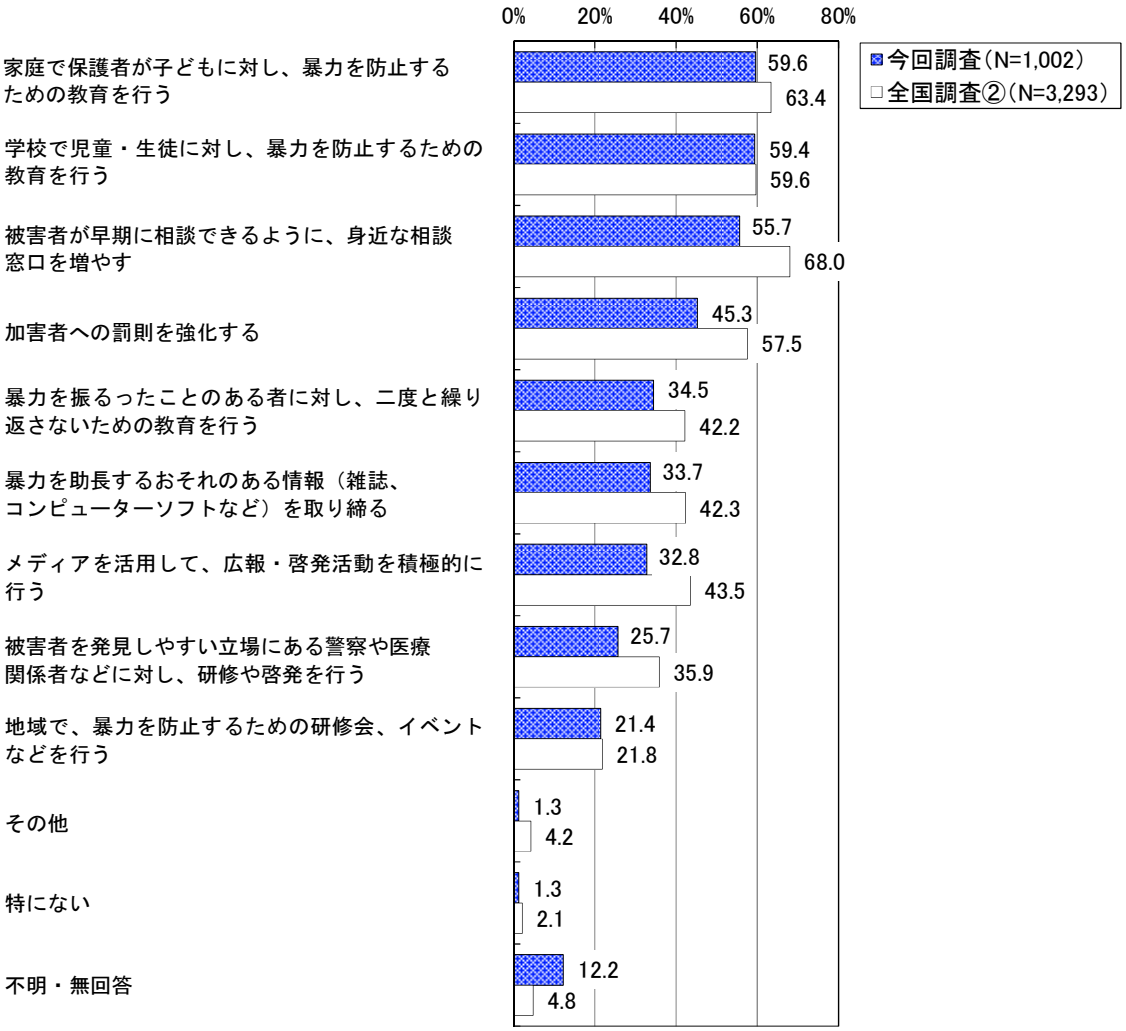

資料：小郡市男女共同参画社会に向けての市民意識調査結果報告書（平成 25 年 3 月）

＜市民からの意見（団体ヒアリング調査結果より）＞

・ドメスティック・バイオレンス※10やセクシュアル・ハラスメント※7というと、被害者は女性に限定されているように思えるが、男女のどちらからもいじめや嫌がらせはいけないということ。もちろん性的なこと、性別や年齢に関係なく嫌がらせはよくないということをわからせたい。
・家庭内ＤＶに伴う子どもへの虐待を早期発見、早期対応する必要がある。
・相談支援をしていることをもっと知ってもらう必要がある。心のケアをする必要がある。
・相談窓口があるのは知っているが、知らない人もいると思うのでもう少しわかりやすく知らせてあげるといいと思う。
・小郡市の施設の女子トイレに、ＤＶの相談ができる連絡先が置いてあるのはいいことだなあと思う。
・相談が被害の救済につながるよう、被害者本人はもとより周囲の人も相談できるような相談体制が必要と思われる。

施 策 の 方 向 性

（１）暴力の防止に向けての啓発

男女間における暴力を未然に防止できるよう、広報紙やセミナー等を通じた啓発や、学校を中心とした教育活動、ドメスティック・バイオレンスの実態把握に努めます。

No.	具体的施策	内容	担当課
１	暴力根絶に向けての啓発事業	広報紙やセミナー等を活用し、男女間における暴力防止に向けた啓発や、ＤＶ防止法※11及びストーカー規制法※6等の関係法令の周知を行い、暴力の未然防止、根絶につなげます。	企画課 子育て支援課
２	セクシュアル・ハラスメントの防止と救済	職場や地域社会、学校等あらゆる場面でのセクシュアル・ハラスメントの防止及び被害者救済に向けて、広報紙を通じた啓発や関係機関への働きかけを行います。	企画課 教務課
３	若年層への啓発	福岡県等と連携し、若年層への男女共同参画啓発活動を推進し、暴力を容認しない意識の醸成を図ります。	企画課
４	ドメスティック・バイオレンスの実態の把握	市民意識調査にドメスティック・バイオレンスに関する設問を設定するなど、ドメスティック・バイオレンスの実態を把握します。	企画課

（２）被害者支援体制の整備

関係機関と連携のもと、各種相談支援や、被害者の保護及び被害の早期発見に取り組むとともに、庁内の連携体制を強化し被害者への適切な支援を行います。

No.	具体的施策	内容	担当課
１	被害者の自立支援	市の母子自立支援員によって貸付、就労等の相談に応じる中でDV※10について相談があった場合、関係機関と連携のもと被害者の自立支援につなげます。	子育て支援課
２	おごおり女性ホットラインの活用	「おごおり女性ホットライン」によって、暴力をはじめとするさまざまな悩みに対し電話相談を実施します。	企画課
３	被害者の保護	福岡県北筑後保健福祉環境事務所等と連携のもと、一時保護や母子生活支援施設への入所措置等を行い、ＤＶ被害者等への支援を行います。	企画課 子育て支援課
４	周辺地域の関係機関等との連携強化	「福岡県配偶者からの暴力防止対策北筑後地域連絡会議」等の関係機関との連携を図りながら、配偶者等からの暴力防止に対処します。	企画課 子育て支援課
５	庁内連携体制の充実	庁内各課と連携を強化し、情報共有や対応体制の整備など、被害者への適切な支援を行います。	企画課 子育て支援課
６	関係機関・団体等との連携による被害者の早期発見	医療関係者や民生委員・児童委員、保育・教育関係者など、配偶者等からの暴力を発見しやすい立場にある機関・団体等に対し、ＤＶ防止法※11や相談窓口などを周知し、連携を深め、被害者の早期発見を図ります。	企画課 子育て支援課

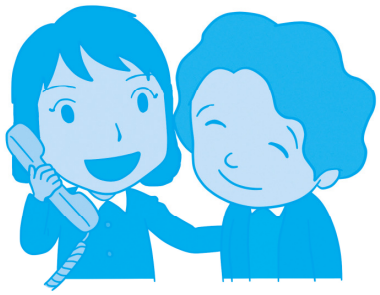

基本目標３　ともにいきいきと働き、支え合う社会づくり

主要課題１　男女共同参画の視点に立った労働環境の整備

現 状 と 課 題

経済情勢の変化等によって女性の社会進出が進む中、男女がともに対等なパートナーとしていきいきと働くことができる労働環境づくりは大変重要です。

仕事と家庭の両立支援の一つである育児休業・介護休業制度については、男女ともに利用希望が高いことが市民意識調査結果からうかがえる一方で、「利用したいが利用できそうにないと思う」人は男性で比較的多くなっています。仕事と家庭を両立していくために必要な条件としても、育児休業・介護休業制度を利用できる職場環境づくりが最も求められていることから、男性の育児休業・介護休業制度の取得促進を含めた、各種休業制度を取得しやすい環境づくりに向けて働きかけを行っていく必要があります。

また、小郡市は農業がさかんな農村地帯でもあるため、農業における男女共同参画の推進も重要な視点となります。農業者を含めたすべての労働者が、自らの意思に基づいていきいきと働くことができるよう、ワーク・ライフ・バランス※17の推進や男女がともに働きやすい職場環境づくりなど、働く場における男女共同参画をより一層推進していくことが必要です。

■育児休業制度の利用について

<単数回答>

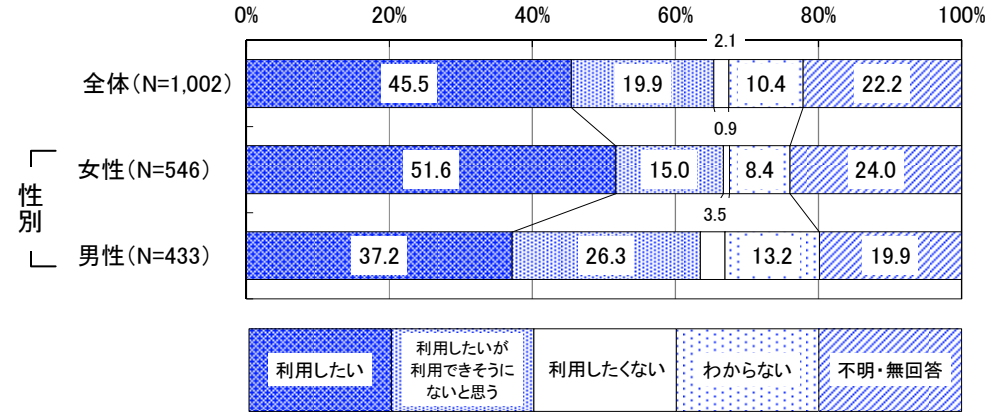

資料：小郡市男女共同参画社会に向けての市民意識調査結果報告書（平成 25 年 3 月）

■介護休業制度の利用について

〈単数回答〉

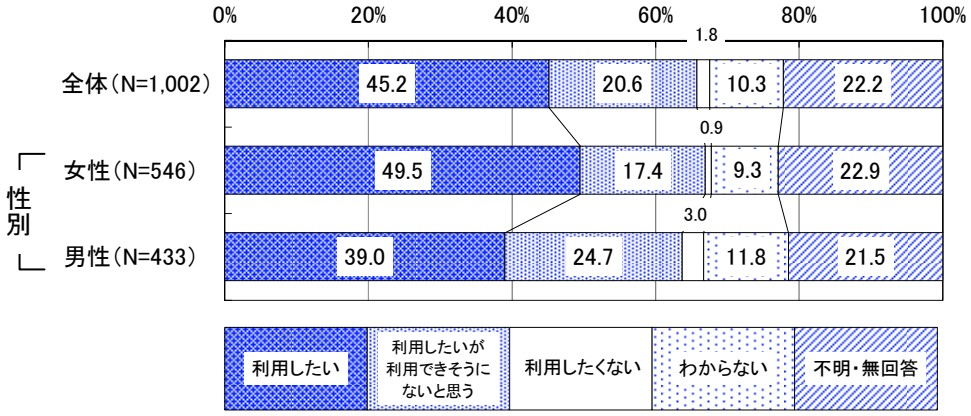

■仕事と家庭を両立していくために必要な条件

〈複数回答〉
N=1,002

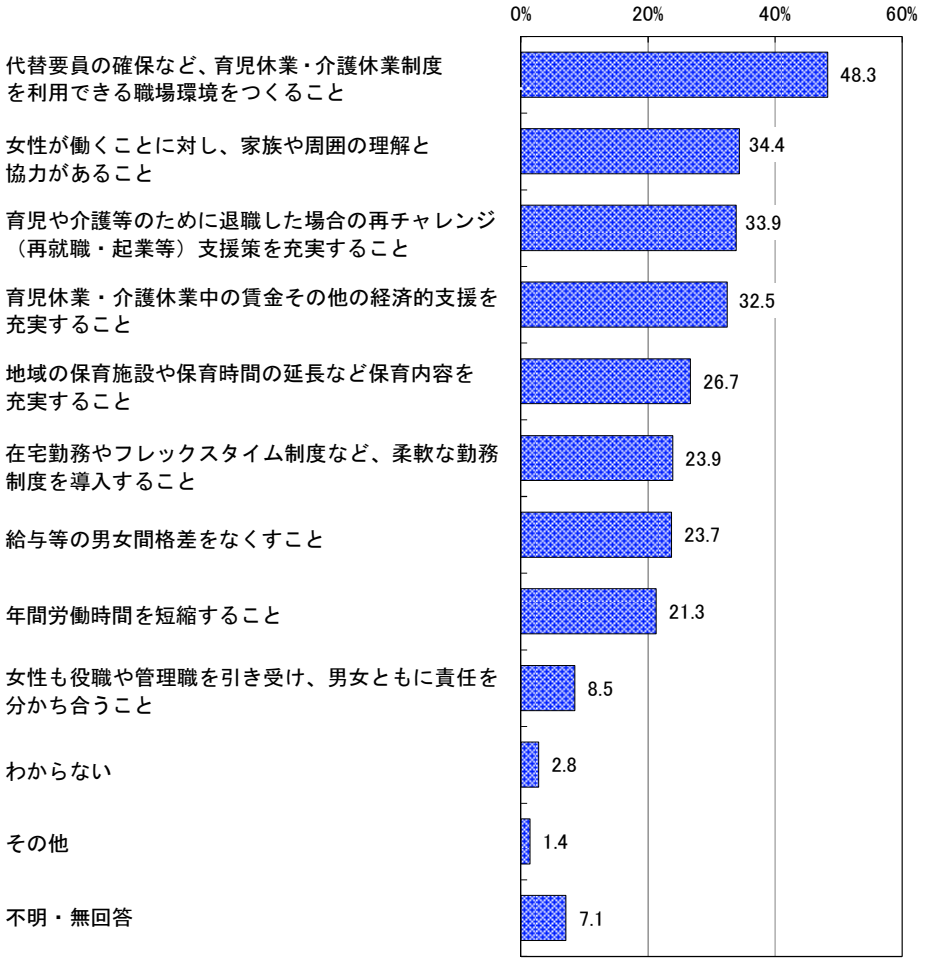

資料：小郡市男女共同参画社会に向けての市民意識調査結果報告書（平成 25 年 3 月）

＜市民等からの意見（団体ヒアリング調査結果より）＞

・女性が結婚し、子育てなどで家庭にはいってしまうと、なかなか再就職するのは難しい。その中で、小郡市の女性再チャレンジ支援は女性が自信を持ったり就職へのきっかけとしてはよいことだと思う。
・女性が産休をとって仕事を辞めず、続ける人が多くなってきているのでいいと思う。でも、短時間勤務ができるのは子どもが小さいときだけだから、仕事と家事の両立が大変である。
・夫婦が協力し合い、手を取り合っていけば、小郡の農業ももっと発展していくと思う。
・ワーク・ライフ・バランス※17の重要性についての地域・職域・教育機関での啓発が必要。休業制度利用に踏み込めない現状を変革するような政策的、制度面の改善が必要。
・日頃から経営者も休日を取得し、社内に休業取得しやすい雰囲気をつくることが必要。まずは経営者が率先して休まなければ難しい。

施 策 の 方 向 性

（１）セクシュアル・ハラスメント※7等の防止

市内事業所に対してセクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた啓発を行うとともに、市役所においても職場としてセクシュアル・ハラスメントを許さない環境をつくります。

No.	具体的施策	内容	担当課
1	セクシュアル・ハラスメント等防止対策の啓発	商工会等と連携のもと、市内事業所に対し、職場におけるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント※16の防止に向けた啓発を行います。	商工・企業立地課
2	職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止	セクシュアル・ハラスメント防止の基本指針、要綱に基づき、防止策を講じるとともに、相談員による相談支援を行います。	人事秘書課

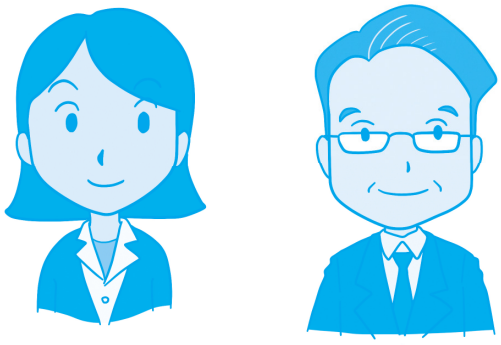

（２）誰もが働きやすい労働環境づくり

市内事業所への啓発や求職者への就職支援に取り組むとともに、職場として男女が働き続けることができる市役所づくりに取り組み、誰もが働きやすい環境づくりに努めます。

No.	具体的施策	内容	担当課
１	男女が働き続ける条件整備	仕事と家庭の両立を支援するとともに、結婚や出産等に関わらず職員誰もが働き続けることができるよう、各種休業・休暇の取得促進をはじめとする勤務環境の整備充実を図ります。	人事秘書課
２	市内事業所への啓発	国、県と連携のもと、市内事業所に対して、ワーク・ライフ・バランス※17や育児休業・介護休業制度、労働基準法など男女共同参画及び労働に関する情報提供及び啓発を行います。 また、広報紙やホームページ等を通じて、労働者等に対する相談先の周知を行います。	商工・企業立地課
３	求職者の能力開発・再就職支援	求職者の能力開発や技術取得による就職支援の一つとして、パソコン講座を開催します。 また、妊娠や出産、育児等の理由でいったん退職した人を対象として、女性再チャレンジ講座の実施や、県等が主催するセミナー等の情報提供を行います。	商工・企業立地課 生涯学習課
４	女性への起業支援	福岡県や財団法人中小企業振興センターなどと連携のもと、起業講座などの情報を提供します。	商工・企業立地課
５	労働教育の推進	誰もが働きやすい環境で働き続けることができるよう、労働者の基本的な権利や関係法令、制度等に関する知識を習得するための啓発の推進及び学習機会の検討を行います。	商工・企業立地課

（３）農業で働く人たちの労働条件の改善

研修会等を通じて農業者への啓発及び能力向上支援に取り組むとともに、家族経営協定※1の推進や農村女性リーダーの育成等、男女がともにいきいきと働ける農村づくりに努めます。

No.	具体的施策	内容	担当課
1	農村における男女共同参画の啓発	農業者を対象とした研修会やイベント等において、男女の農業者の能力向上や農業者間の情報交換、男女共同参画に関する啓発を行い、農業における男女共同参画の意識づくりに努めます。	農業振興課
2	家族経営協定の推進	認定農業者※12の再認定時などを活用して家族経営協定の趣旨やメリット等の説明を行い、認定農業者数に占める家族経営協定締結数の割合が25.0%以上になるようその締結を推進します。（平成24年度、17.9%）	農業振興課
3	農業従事者の能力向上支援	女性農業者が中心となり運営している直売所等が実施する講習会、先進地視察等の支援を行うとともに、農業者へのパソコン講座を実施するなど、農業に従事している男女の能力向上を支援します。	農業振興課
4	農村女性リーダーの育成と支援	意欲的に農業に取り組む女性を、女性農村アドバイザー等に推薦し、研修会等を通じてリーダーとしての育成を行います。	農業振興課

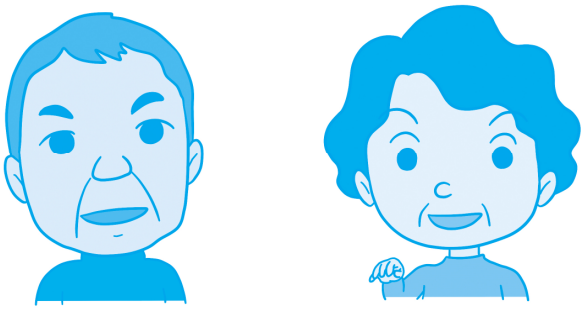

主要課題２　ともに支え合う子育て・介護の実現

現 状 と 課 題

社会経済情勢の変化に伴う労働時間の高止まりや共働き世帯が増加する中、従来の固定的な性別役割分担ではなく、男女がともに家事や育児、介護などを支え合っていかなければなりません。

団体ヒアリング調査では、若い世代を中心に男性の家事・育児への参画がうかがえるものの、市民意識調査結果をみると、「炊事、掃除、洗濯などの家事」は主に妻、「家計を支える」は主に夫と、家庭内の仕事の分担状況には差がみられます。また、仕事、家庭生活、地域・個人の生活の優先度において、理想の生活では、女性は「仕事と家庭生活と地域・個人の生活をともに優先」、男性は「仕事と家庭生活をともに優先」がそれぞれ最も多いものの、実際の生活では、女性は「家庭生活」、男性は「仕事」を優先が最も多くなっています。

さらに、男女共同参画社会実現のための行政への要望としても、保育施設をはじめとする男女ともに働くための施設・制度の充実を求める意見が最も多くあがっていました。

これらのことから、固定的な性別役割分担にとらわれることなく家庭内の仕事を分担できるよう、男性の家事・育児等への参画を促進するとともに、子育てや介護に関する公的支援を充実させ、ワーク・ライフ・バランス※17及び家庭における男女共同参画を推進していく必要があります。

■家庭内の仕事の分担状況

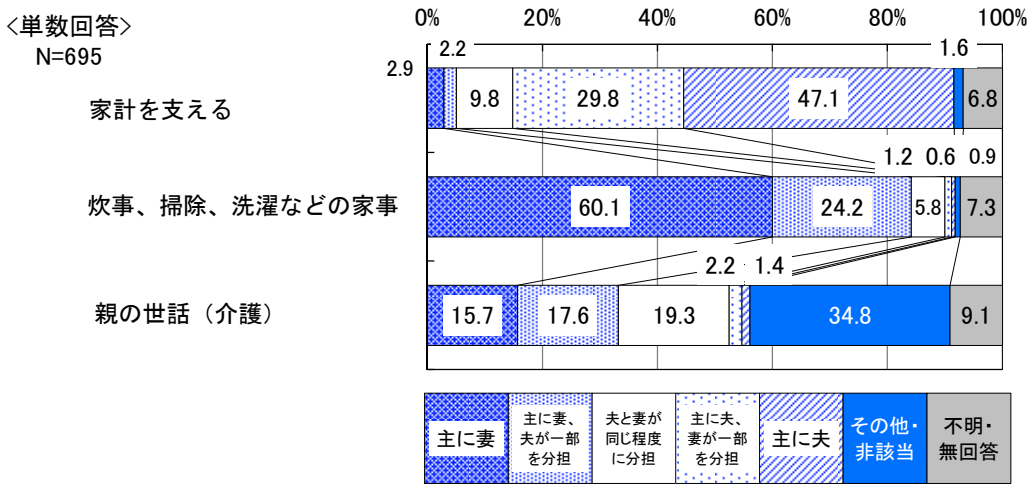

資料：小郡市男女共同参画社会に向けての市民意識調査結果報告書（平成 25 年 3 月）

■「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度

［女　性］

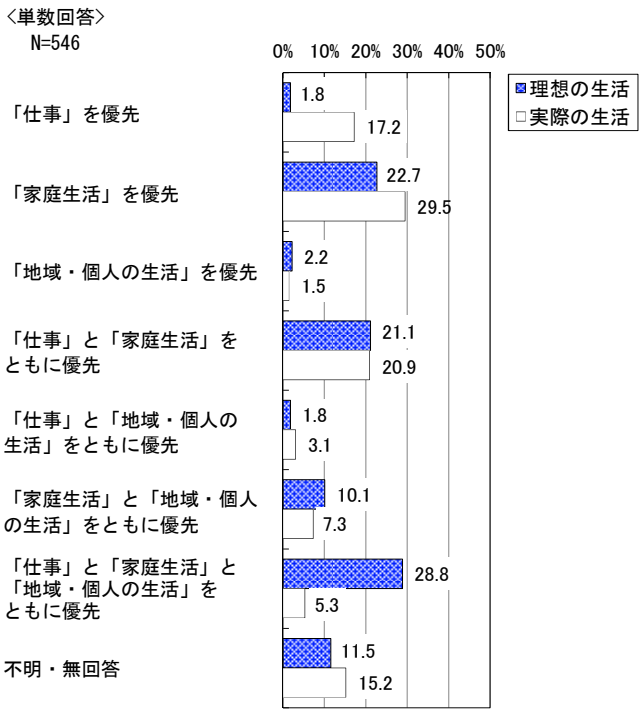

［男　性］

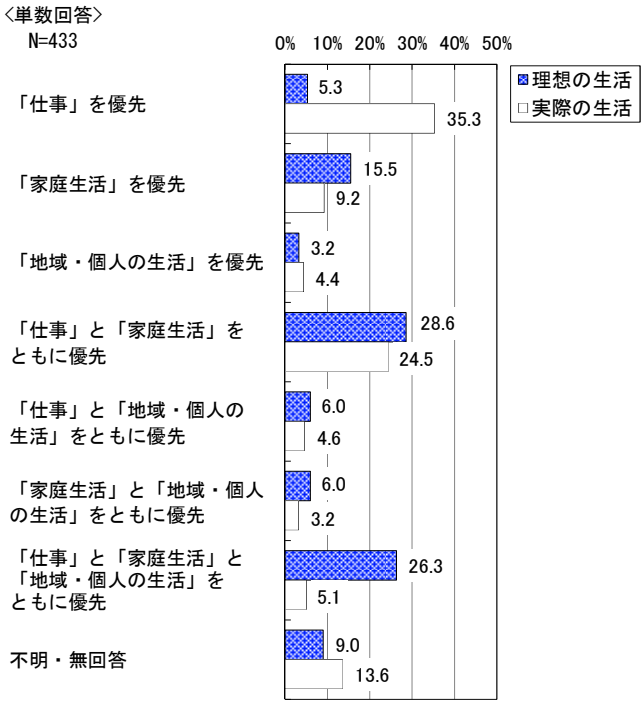

資料：小郡市男女共同参画社会に向けての市民意識調査結果報告書（平成 25 年 3 月）

■男女共同参画社会実現のための行政への要望

〈複数回答〉

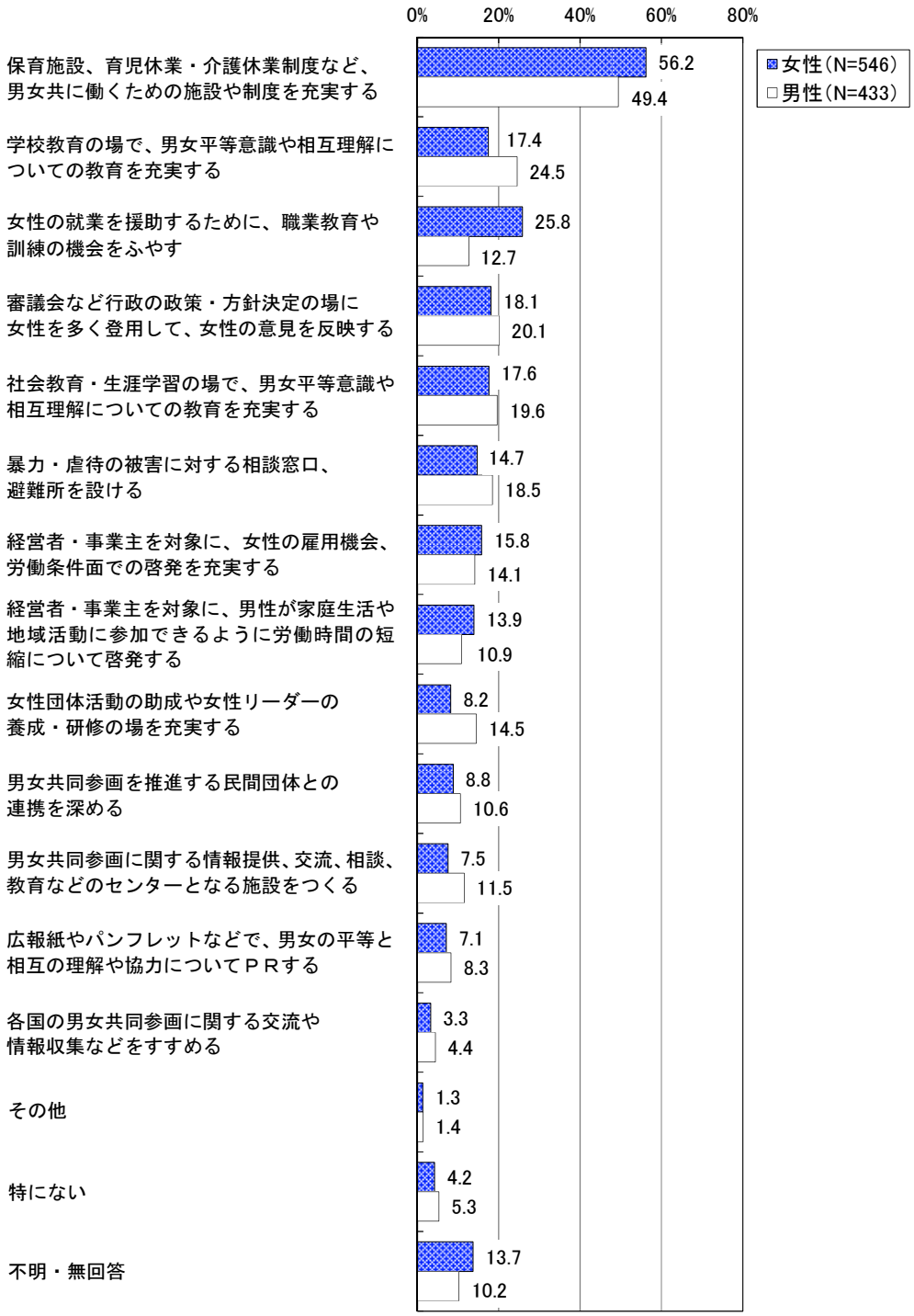

資料：小郡市男女共同参画社会に向けての市民意識調査結果報告書（平成 25 年 3 月）

＜市民からの意見（団体ヒアリング調査結果より）＞

- 男性向けの料理教室等の講座には、一度参加したがとてもよく、家庭でも実践できるのでよかった。
- 男性向けの料理教室はいいが、それだけではなく掃除や片づけなどの講座もあっていいのではないか。
- もっと父親が参加できるような講座を開催し、父親同士の交流を深めていけたら男女の役割等意識づけられるのではないか。
- 就労の内容が幅広くなり、男女に関係なく雇用されるようになってきたと思う。しかしながら、家事となるとまだ女性への負担が多いように思える。
- 女性が社会に出て働くためには保育所や児童保育の存在が欠かせないため、その充実を図る。
- 最近は育児、家庭生活で男女が協力して活動している様子をみかける。男性の意識改革が進んできていると思う。大変いい傾向だと思う。

施 策 の 方 向 性

（１）男性の育児等への参画促進

男性が参加しやすい家事・育児等に関する各種教室・講座等を開催し、男性の積極的な参画を促進します。

No.	具体的施策	内容	担当課
1	男性の家事等や地域活動への参画の推進	料理教室等を開催し、男性の生活力の向上及び家事等や地域活動への参画を促進します。	生涯学習課 協働推進課
2	男性への子育て・家庭教育支援	父親・男性が参加しやすい子育て及び家庭教育に関する学習会等を開催し、男性の育児等への積極的な参画につなげます。	生涯学習課

（２）子育て支援の充実

子育て家庭を公的に支援するため、各種子育て・保育サービスの提供や相談支援の充実、子育て連絡会の機能強化を図ります。

No.	具体的施策	内容	担当課
１	子育て支援事業の充実	子育て支援センターやつどいの広場「ぽかぽか」の充実をはじめ、シルバー人材センターにおけるシルバーママサービスの活用や、ファミリーサポートセンターについて検討を行う等、地域における子育て支援の充実に努めます。	子育て支援課
２	子育てに関する相談体制の充実	家庭児童相談員や子育て支援センター、つどいの広場「ぽかぽか」等における相談を通じて、子育てに関する相談体制の充実を図ります。	子育て支援課
３	多様な保育サービスの提供	延長保育や一時預かり保育、病児・病後児保育、放課後児童健全育成事業など、さまざまなニーズに応じた多様な保育サービスを提供します。	子育て支援課
４	子育て連絡会の充実	子育てを総合的に支援するため、庁内関係課と連携のもと子育て連絡会の機能を強化し、情報交換や事例研究、市民への情報提供等の充実を図ります。	子育て支援課 福祉課 健康課 国保年金課 生涯学習課 図書館

（３）介護支援の充実

高齢者を介護する家族などの介護者が、仕事や家庭生活、地域活動などを両立することができるよう、各種サービスの提供による負担軽減や介護者への啓発を行います。

No.	具体的施策	内容	担当課
１	介護保険事業・高齢者福祉サービスの周知と介護負担の軽減	「老人福祉計画・介護保険事業計画」に基づく各種サービスの提供や、それらに関する情報提供を行うことで、介護が必要な家庭の負担軽減を図ります。	介護保険課
２	介護者への啓発	性別に関わらず誰もが介護の担い手となることができるよう、また、介護負担がどちらか一方に偏ることがないよう、男女共同参画の視点を持ちながら介護者への啓発・情報提供を行います。	介護保険課

主要課題３　多様な家族への支援

現 状 と 課 題

近年、家族形態も多様化し、母子・父子のひとり親家庭も増加傾向にあります。

ひとり親家庭では、経済的な問題をはじめ、家庭や仕事、育児など生活上のさまざまな問題を一人で抱え、不安定な状況に置かれがちです。こうした、ひとり親を含む多様な家庭が自立して安定した生活を送ることは、男女が等しく社会に参画していくためにも重要なことです。そのため、あらゆる家庭が安心して暮らせるよう、多方面から生活を支援していく必要があります。

施 策 の 方 向 性

（１）ひとり親家庭等への支援

各種制度の周知を行うとともに、その活用を通じてひとり親家庭等への生活支援に取り組みます。

No.	具体的施策	内容	担当課
１	ひとり親家庭等への経済的支援	ひとり親家庭等医療や児童扶養手当、その他給付金等の制度の周知を行い、支給によってひとり親家庭等の経済的自立を支援します。	子育て支援課 国保年金課
２	母子自立支援	市の母子自立支援員によって貸付、就労等の相談に応じ、関係機関と連携のもと相談者の自立支援につなげます。	子育て支援課
３	ひとり親家庭等日常生活支援業務	ひとり親家庭等に対して家庭介護人を派遣し、子どもの送り迎えや、親が帰宅するまでの保育及び家事の援助などを行うことで、ひとり親家庭等の支援を行います。	子育て支援課

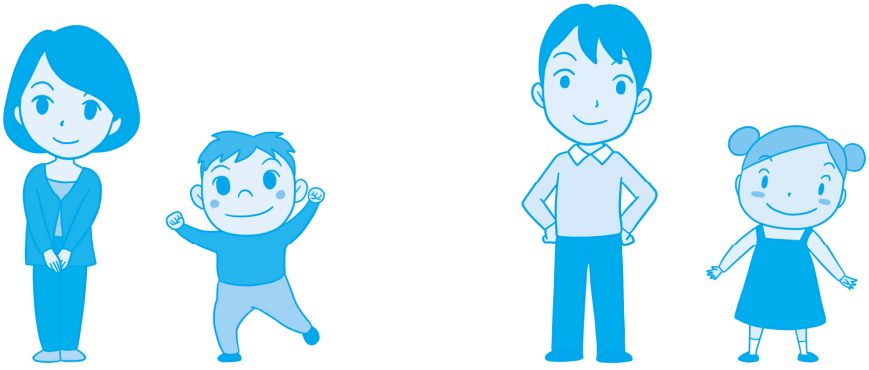

基本目標４　ともに健康で安心して暮らせる環境づくり

主要課題１　生涯を通じた健康支援

現 状 と 課 題

男女が互いの身体的特徴を理解し合い、相手に対する思いやりを持つとともに、生涯にわたって健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画社会の形成を図る上での前提と言えます。

市民の健康づくりに対する意識は高まっており、男女がともに生涯を通じて主体的に健康管理を行うためには、それぞれの身体的特徴や性別特有の疾病など、性差を考慮した健康支援や情報提供が求められます。特に、女性は妊娠や出産をする可能性もあるなど、男性とは異なる健康上の問題に直面することから、人生の各段階に応じた健康に関する知識、情報の提供、相談支援などが必要です。

また、男女がお互いの身体的特徴を十分に理解し、お互いの性を尊重することは、男女共同参画社会にとっても重要なことであるため、性に関する正しい知識の普及・啓発を進める必要があります。

＜市民からの意見（団体ヒアリング調査結果より）＞

- 健康づくりに関する講演会やイベント等が男女の区別なく参加できるような企画がされている。特に性に関する内容の場合は、子育て中の親たちには夫婦で参加してもらいたいものである。
- 散歩やジョギング、ウォーキングなど年齢を問わず、また男女を問わず実践している方を多く見かける。関心の高さと実践力の高揚を感じる。

施 策 の 方 向 性

（１）互いの性と生命の尊重と自己決定についての啓発と支援

健康教育や相談支援を通じて、妊娠から出産・育児にわたる健康支援を行うとともに、性教育の充実により性や命の大切さについて学ぶ機会の充実に努めます。

No.	具体的施策	内容	担当課
1	出産、育児に関する健康教育の充実	「ようこそ赤ちゃん教室」などにおいて、妊娠や出産、育児に関する学習会を実施するとともに、男性の育児参加についても促進します。	健康課
2	出産、育児に関する相談の充実	総合保健福祉センター「あすてらす」内での健康相談や、妊産婦・新生児訪問により、妊娠・出産・育児に関する相談の充実を図ります。	健康課
3	性教育の充実	児童生徒が発達段階に応じて、性に関する正しい知識を身に付けることができるよう、学校における性教育の充実に努めます。 また、乳幼児とのふれあい体験等を通じて、児童生徒が命や子育ての大切さについて学ぶ機会の充実を図ります。	教務課 健康課

（２）生涯を通じた健康支援

男女の生涯を通じた健康を支援するため、それぞれの性別に応じた健康教育を行うとともに、誰もが健康相談をしやすい環境づくりに努めます。

No.	具体的施策	内容	担当課
1	性別に応じた健康づくりの啓発	生涯を通じた主体的な健康管理のために、男女それぞれの性別特有の疾病や健康上の問題について、受診率、健康診査結果などを参考にしながら、啓発や教育・指導を行います。	国保年金課 健康課
2	健康相談の内容充実	総合保健福祉センター「あすてらす」での健康相談を通じて、性別、年齢を問わず、すべての人が気軽に相談できる環境づくりに努めます。	健康課

主要課題２　高齢者・障害者の社会参加への支援

現 状 と 課 題

全国的に高齢者人口が増える中、高齢になっても男女がともに健康で安心して暮らせる社会をつくるためには、男女の生活実態、意識、身体機能等の違いへの配慮など、男女共同参画の視点を持ったきめ細かな施策展開が求められます。

また、男女共同参画に関するさまざまな課題とあわせて、高齢であることや障害があることなどによって、複合的に困難な状況に置かれる場合もあることから、それらへの配慮も重要な視点として、誰もが安心して暮らせる環境整備を行っていくことが必要です。

小郡市ではこれまでも、各個別計画に基づき、高齢者や障害者への支援を行ってきました。今後とも男女共同参画の視点を持ちながら、継続して高齢者や障害者の生活及び社会参加への支援を行っていくことが重要です。

施 策 の 方 向 性

（１）高齢者・障害者の生活に対する支援

男女共同参画の視点を持ちながら、各分野の計画に基づいて各種サービスを提供し、高齢者や障害者の生活及び社会参加を支援します。

No.	具体的施策	内容	担当課
1	高齢者福祉施策の推進	高齢であることに加え性別によって複合的に困難な状況に置かれることがないよう、男女共同参画の視点を持ちながら、「老人福祉計画・介護保険事業計画」に基づき各種サービスを提供し、高齢者の生活や社会参加を支援します。	介護保険課
2	障害者福祉施策の推進	障害があることに加え性別によって複合的に困難な状況に置かれることがないよう、男女共同参画の視点を持ちながら、「障害者計画・障害福祉計画」に基づき各種サービスを提供し、障害者の生活や社会参加を支援します。	福祉課

基本目標５　ともに参画するまちづくり

主要課題１　女性の参画・登用の推進

現 状 と 課 題

男女共同参画社会の形成にあたっては、男女がともにまちづくりのあらゆる分野に参画することが重要であり、さまざまな場面で多様な価値観と発想が取り入れられることは、まちの活性化にもつながります。

小郡市では、平成 25 年の審議会等における女性の登用率は 26.3%（4 月 1 日現在）となっており、目標の 35.0%を大きく下回っています。委員として求める専門分野に女性がいないことや、団体・地域の役員に女性が少ないことなどが課題となっているため、これらを踏まえた上で、他の先進事例等の情報収集・研究を行いながら、政策・方針決定過程における女性の参画をより一層推進していく必要があります。

市民にとって身近な地域づくりに関しては、市民意識調査結果をみると、地域活動での女性の積極的な参画や、地域の役職に女性が就くことについて、おおむね賛成意見が多いことがわかります。しかしながら、「区長」や「自治公民館長」、「農業委員」等の役職では、女性が就くことに対する反対意見もやや多く、それらへの女性の参画が今後の課題となっています。活動時間帯の工夫や、家庭生活との両立支援をはじめ、女性の積極的な社会参画を支えるための環境整備とともに、女性自身の意識向上に取り組むことが必要です。

また、東日本大震災以降、防災分野における男女共同参画の重要性が改めて認識されており、今後の小郡市における防災活動に関しても、男女共同参画の視点に立った取り組みが求められるところです。

■地域活動で、女性も会長やリーダーになって、計画づくりや方針を決める場に積極的に参画していくべきだという考えについて

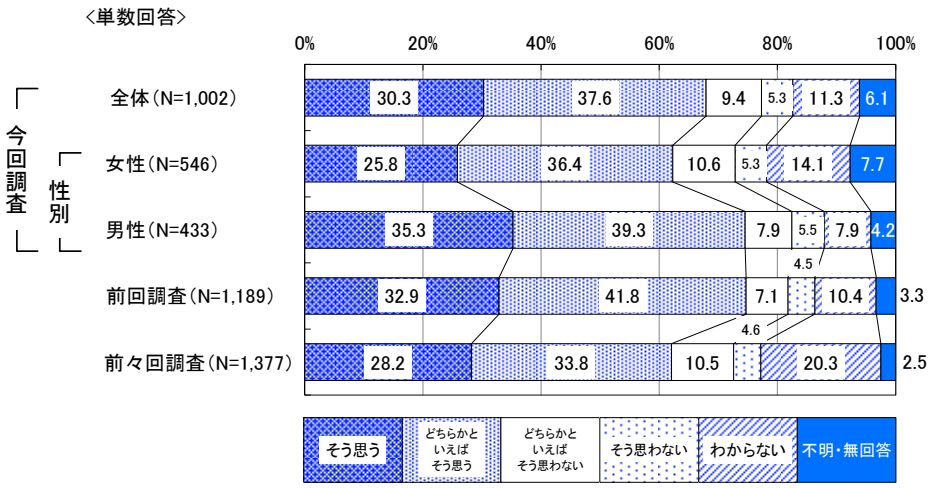

資料：小郡市男女共同参画社会に向けての市民意識調査結果報告書（平成 25 年 3 月）

■地域活動への女性の参画を進めるために必要なこと

〈単数回答〉

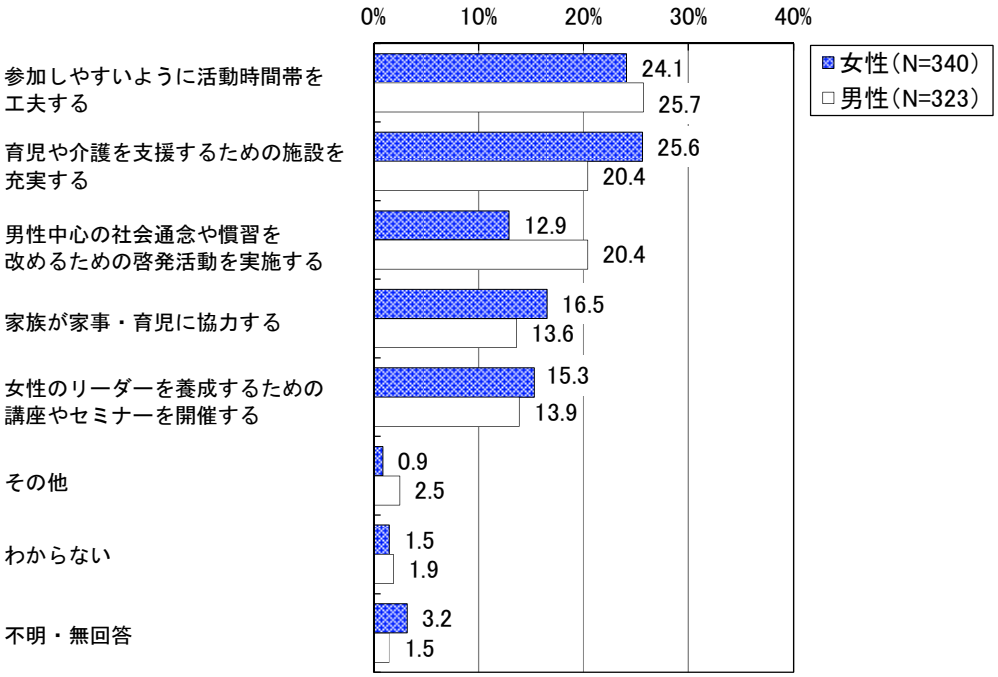

■地域の役職に女性が就くことについて

〈単数回答〉
N=1,002

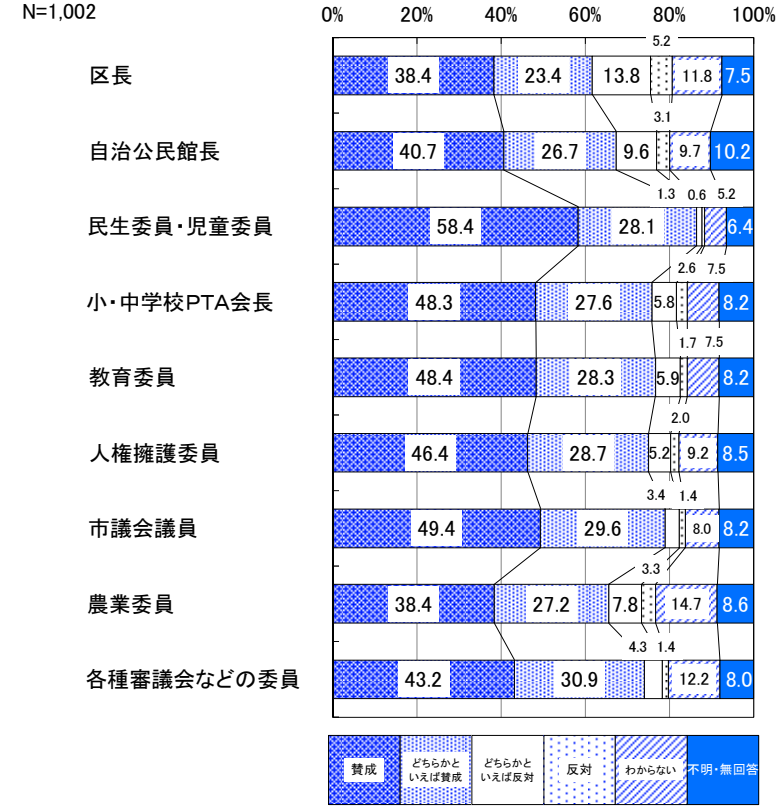

資料：小郡市男女共同参画社会に向けての市民意識調査結果報告書（平成 25 年 3 月）

＜市民からの意見（団体ヒアリング調査結果より）＞

- 最近の地域活動をみると、父親の参加が増えているように思う。
- 地域で日曜日の朝など清掃活動などしているが、以前に比べてもだいぶ男性の参加が増え、いいことだなあと感じる。
- 区長、副区長、公民館長など区の役員や区議員は男性がするのが当然という意識がある（女性の意識の中にも重要な役はあまりしたくないという意識がある）。
- 区長や公民館長にもっと女性の登用を図りたい。

施 策 の 方 向 性

（１）女性リーダーの育成

各種研修等での学習や、女性団体等への活動支援を通じて、男女共同参画を推進する女性リーダーの育成を図ります。

No.	具体的施策	内容	担当課
１	女性リーダーの養成（再掲）	県や国など他の機関が行う国内外の研修事業への参加に対する助成や、女性リーダー養成講座への参加を促すことにより、男女共同参画の視点を持ったリーダーを育成します。	企画課
２	女性団体等への支援	おごおり女性協議会をはじめとする女性団体等、男女共同参画社会実現に向けて活動している団体に対する支援を行い、地域のリーダーとしての育成を図ります。	企画課
３	政治学級の充実拡充	政治学級を通じて暮らしと政治の結びつきについて学び、有権者意識を高めるとともに、政治参画意識の向上を図ります。	選挙管理委員会

（２）政策・方針決定の場への参画促進

市政のあらゆる分野に多様な意見を取り入れることができるよう、現状・課題を考慮しながら、審議会等委員への女性の登用を一層推進するとともに、市職員に対しても平等な処遇を行います。

No.	具体的施策	内容	担当課
1	審議会等委員への女性の登用の推進	政策・方針決定過程への女性の参画を促進し、あらゆる分野に女性の意見を反映させるため、委員に占める女性の割合が 36.0%以上になるよう、審議会等委員への女性のさらなる登用を推進します。（平成 25 年４月１日現在、26.3%）	全庁
2	女性の参画・登用の推進	市職員に対する職務・管理職登用において、研修への参加を推進するとともに、その能力に応じて積極的な女性の登用を図り、管理職に占める女性の割合が 20.0%以上になるよう推進します。（平成 25 年４月１日現在、10.5%）	人事秘書課
3	農業委員への女性の積極的登用	農業分野における男女の平等な参画を促進するため、農業委員への女性の積極的登用を図ります。	農業委員会
4	審議会や委員会等の委員への支援	登用された女性委員が、積極的に会議に参加できるよう、男女共同参画に関する意識啓発や研修会等の案内を行います。	企画課

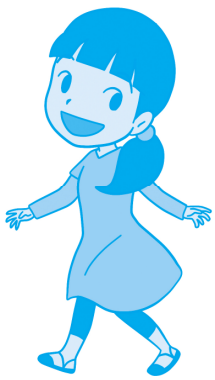

（３）地域での男女共同参画の推進

公民館において男女共同参画に関する講座、セミナーの開催や、地域リーダーへの意識啓発を行うことで、地域における男女共同参画を推進します。

No.	具体的施策	内容	担当課
1	地域における男女共同参画の意識の啓発	公民館において男女共同参画に関する講座やセミナーを開催するとともに、その受講生が学んだ知識を活かすシステムをつくることで、地域における男女共同参画意識の向上を図ります。	協働推進課
2	地域リーダーの男女共同参画の意識啓発	区長や自治公民館長、民生委員・児童委員など地域のリーダー的存在となる市民に対して、男女共同参画セミナー等への参加促進や地域に出向いた啓発活動などを行います。	全庁

（４）防災における男女共同参画の推進

女性消防団員の活動の充実や、男女共同参画の視点に立った地域防災に取り組むことで、防災における男女共同参画を推進します。

No.	具体的施策	内容	担当課
1	女性消防団員の防災活動への参画	防災活動全般における女性消防団員の位置づけや活動内容を協議し、防災活動の充実を図ります。また、女性消防団員の確保に努めます。	協働推進課
2	地域防災における男女共同参画の視点の導入	「地域防災計画」に基づき、男女共同参画の視点に立った地域防災活動に取り組むとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。	協働推進課

第 4 章　計画の推進体制

＜小郡市の男女共同参画に関する推進体制図＞

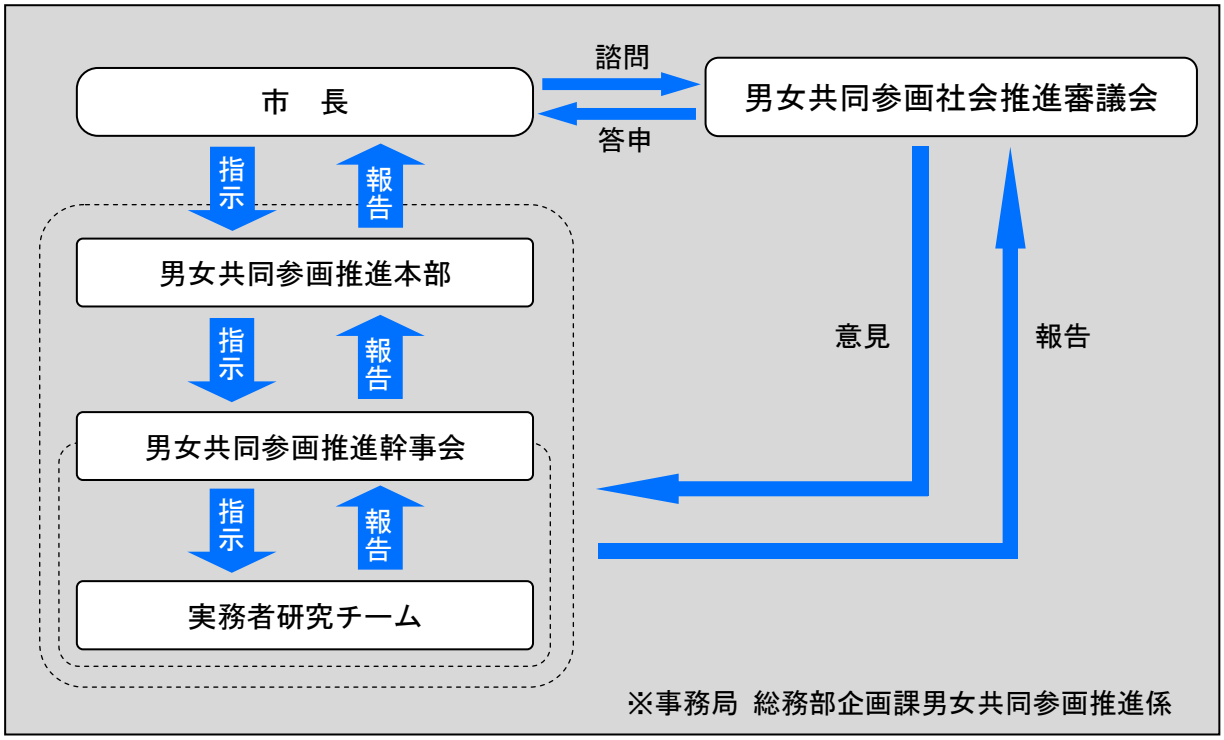

●庁内体制●

（１）男女共同参画推進本部

市長を本部長とし、副市長、教育長、各部長により構成される会議で、計画について審議を行う。

（２）男女共同参画推進幹事会

総務部長を幹事長、教育部長を副幹事長とし、各課長により構成される会議で施策の総合的企画、関係行政機関の連絡調整を行う。

（３）実務者研究チーム

推進幹事会内に実務者研究チームを設置することができ、男女共同参画社会の実現に係る啓発、調査研究及び具体的な施策案づくりを行う。

●男女共同参画社会推進審議会●

有識者、団体代表、市民からの公募の委員で構成され、男女共同参画社会の実現に向けて、市長の諮問を受けて審議を行うほか、計画の実施状況について報告を受け必要に応じて意見を述べる。

計画の推進に関する事業

（１）推進体制の整備

庁内推進体制の強化や、各施策の実施状況の把握及び審議会への報告などにより、計画を全庁的・総合的に推進していく体制づくりに努めます。

No.	具体的施策	内容	担当課
１	庁内推進体制の充実・連携の強化	「男女共同参画推進本部」や「男女共同参画推進幹事会」の会議を定期的に開催し、実施状況等を確認・協議することで、計画を全庁的・総合的に推進していくための体制の充実及び連携の強化を図ります。	企画課
２	男女共同参画計画の推進	毎年度、計画に基づく各施策の評価や実施状況の把握を行い、「男女共同参画社会推進審議会」に報告するとともに、審議会での意見を各施策に反映することで、さらなる計画の推進を図ります。	全庁
３	男女共同参画推進のための活動拠点の検討	既存施設を活用しながら、男女共同参画を推進するための拠点確保について検討します。	企画課
４	男女共同参画社会推進審議会の設置	市の諮問に応じて審議会より答申を受けるとともに、計画の実施状況について出された意見を踏まえ男女共同参画に関する施策の推進を図るため、審議会を設置します。	企画課
５	男女共同参画の視点に立った刊行物ガイドライン作成	市及び関係機関が発行する刊行物に関して、固定的な性別役割分担意識※3にとらわれない表現を行うための指標として作成したガイドラインについて、情報収集を行いながら、必要に応じて改定を検討します。	企画課 総務課
６	男女共同参画担当部署の強化・充実	男女共同参画推進政策を総合的に推進していくため、推進体制の強化・充実を図ります。	企画課
７	苦情処理機関の効果的な運用	苦情処理機関として設置している「男女共同参画推進委員」の周知を行いながら、男女共同参画施策等に関する市民からの苦情を適切に処理します。	企画課
８	市職員の男女共同参画に対する意識の向上	計画の実施状況報告作業や職員研修などを通じて、男女共同参画に関する啓発等を行い、職員の意識向上を図ります。	企画課 人事秘書課

（２）市民と協働して進めるまちづくり

市民の参画や市民からの多様な意見を取り入れながら、計画を推進するとともに、男女共同参画の視点を取り入れた協働によるまちづくりを推進します。

No.	具体的施策	内容	担当課
１	市民意識調査の実施	男女共同参画に関する意識調査を行い、市民の意識や行政に対する要望を把握し、政策に反映させます。	企画課
２	市民からの意見の聴取	重要な計画を策定する際にパブリック・コメントを実施するなど、市民からの意見を広く取り入れながら、計画を推進・策定します。	全庁
３	審議会等への市民の積極的登用の推進	市の施策に、性別に関わりなく市民の声を反映できるよう、審議会等への公募等による市民の登用を推進します。	全庁
４	男女共同参画のまちづくりの推進	市民との協働によるまちづくりにおいて男女共同参画の視点を取り入れ、地域の関係団体との連携強化や、さまざまな分野における男女共同参画のまちづくりを推進します。	企画課 協働推進課

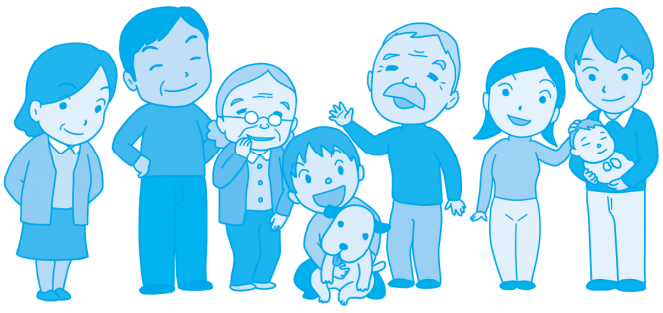

第 5 章　計画の数値目標

本計画の期間である 10 年間の目標として、以下の数値目標を掲げ、その達成をめざします。

現状値（★印）は、「小郡市男女共同参画社会に向けての市民意識調査結果報告書（平成 25 年３月）」に掲載している平成 24 年 10 月調査時の数値です。

目標値は、平成 35 年度の計画期間終了に合わせて実施する「市民意識調査」の結果によるものとします。

１　男女共同参画に関する「用語」の認知度について

（次の「用語」を見たり聞いたりしたことが「ある」割合）

項　目	現状値（平成 24 年度）	目標値（平成 35 年度）
「男女共同参画社会」	43.3%★	65.0%
「ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）※10」	60.0%★	85.0%
「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス※17）」	22.7%★	45.0%

２　固定的な性別役割分担意識※3について

項　目	現状値（平成 24 年度）	目標値（平成 35 年度）
固定的な性別役割分担意識の解消度▼ （「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考えについて反対（「反対」と「どちらかといえば反対」の合計）する市民の割合）	48.5%★	60.0%

▼男女共同参画の推進にあたっては、固定的な性別役割分担意識の解消が必要と考え、この目標を設定します。

３　暴力に関することについて

項　目	現状値（平成 24 年度）	目標値（平成 35 年度）
暴力に関する相談窓口について「知っている」割合	40.2%★	70.0%
夫婦や交際相手の間で次の行為は、「どんな場合でも暴力にあたる」と思う人の割合 ①「素手でたたく」 ②「何を言っても長期間無視し続ける」 ③「避妊に協力しない」 ④「相手の交友関係や電話、電子メールなどをチェックする」	①52.3%★ ②40.2%★ ③59.0%★ ④40.4%★	①～④すべて 70.0%

資　料　編

１　女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負つていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかつた女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げ

られている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第一部

第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第二条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

（ａ）　男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

（ｂ）　女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。

（ｃ）　女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

（ｄ）　女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従つて行動することを確保すること。

（ｅ）　個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

（ｆ）　女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

（ｇ）　女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第三条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第四条

１　締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

２　締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第五条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

（ａ）　両性のいずれかの劣等性若しくは優越

性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

（ｂ）　家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第六条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第二部

第七条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

（ａ）　あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

（ｂ）　政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

（ｃ）　自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第八条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第九条

１　締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

２　締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第三部

第十条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

（ａ）　農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

（ｂ）　同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

（ｃ）　すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること

並びに指導方法を調整することにより行うこと。

（ｄ）　奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

（ｅ）　継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

（ｆ）　女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

（ｇ）　スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

（ｈ）　家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第十一条

１　締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

（ａ）　すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

（ｂ）　同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利

（ｃ）　職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障ならびに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利

（ｄ）　同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

（ｅ）　社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利

（ｆ）　作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

２　締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

（ａ）　妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

（ｂ）　給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

（ｃ）　親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。

（ｄ）　妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

３　この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第十二条

１　締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

２　１の規定にかかわらず、締約国は、女子に対

し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第十三条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

（ａ）　家族給付についての権利

（ｂ）　銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利

（ｃ）　レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第十四条

１　締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

２　締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

（ａ）　すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利

（ｂ）　適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利

（ｃ）　社会保障制度から直接に利益を享受する権利

（ｄ）　技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利

（ｅ）　経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利

（ｆ）　あらゆる地域活動に参加する権利

（ｇ）　農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利

（ｈ）　適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第四部

第十五条

１　締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。

２　締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

３　締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。

４　締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第十六条

1　締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

（ａ）　婚姻をする同一の権利

（ｂ）　自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利

（ｃ）　婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任

（ｄ）　子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

（ｅ）　子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利

（ｆ）　子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

（ｇ）　夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）

（ｈ）　無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2　児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第五部

第十七条

1　この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は十八人の、三十五番目の締約国による批准又は加入の後は二十三人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

2　委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。

3　委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後六箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも三箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を二箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。

4　委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の三分の二をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得て指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

5　委員会の委員は、四年の任期で選出される。

ただし、最初の選挙において選出された委員のうち九人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの九人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。

6　委員会の五人の追加的な委員の選挙は、三十五番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち二人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの二人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

7　締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

8　委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

9　国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第十八条

1　締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

（a）　当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から一年以内

（b）　その後は少なくとも四年ごと、更には委員会が要請するとき。

2　報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第十九条

1　委員会は、手続規則を採択する。

2　委員会は、役員を二年の任期で選出する。

第二十条

1　委員会は、第十八条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年二週間を超えない期間会合する。

2　委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第二十一条

1　委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2　国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第二十二条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第六部

第二十三条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

（ａ）　締約国の法令
（ｂ）　締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第二十四条
締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第二十五条
１　この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
２　国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
３　この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
４　この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第二十六条
１　いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
２　国際連合総会は、１の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第二十七条
１　この条約は、二十番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。
２　この条約は、二十番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第二十八条
１　国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
２　この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
３　留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第二十九条
１　この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
２　各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、１の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において１の規定に拘束されない。
３　２の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第三十条
この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

２　男女共同参画社会基本法

（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）
最終改正：平成一一年一二月二二日法律第一六〇号

前文
第一章　総則（第一条―第十二条）
第二章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条―第二十条）
第三章　男女共同参画会議（第二十一条―第二十八条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　男女共同参画社会の形成　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二　積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条　男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個

人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条　男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条　男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条　男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条　男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条　国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条　国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条　政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

２　政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2　男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5　前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条　都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2　都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4　都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条　国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条　国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条　国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条　国は、社会における制度又は慣行が男

女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条　国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条　国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章　男女共同参画会議

（設置）

第二十一条　内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二　前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三　前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四　政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条　会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条　議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2　議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条　議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一　内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二　男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2　前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3　第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4　第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第二十六条　前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第二十七条　会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

２　会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十八条　この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条　男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

（経過措置）

第三条　前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

２　この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

３　この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

（以下略）

３　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

（平成十三年法律第三十一号）
最終改正：平成二十五年法律第七十二号

目次

前文
第一章　総則（第一条・第二条）
第一章の二　基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）
第二章　配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）
第三章　被害者の保護（第六条―第九条の二）
第四章　保護命令（第十条―第二十二条）
第五章　雑則（第二十三条―第二十八条）
第五章の二　補則（第二十八条の二）
第六章　罰則（第二十九条・第三十条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章　総則

（定義）

第一条　この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

２　この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

３　この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二　基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二　内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2　基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三　その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三　都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2　都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三　その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4　都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5　主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章　配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条　都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2　市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3　配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一　被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二　被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三　被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四　被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五　第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六　被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4　前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5　配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条　婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条　都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章　被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条　配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3　刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条　配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条　警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭

和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二　警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条　配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二　前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章　保護命令

（保護命令）

第十条　被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であっ

た者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一　命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二　命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2　前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一　面会を要求すること。

二　その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三　著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四　電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五　緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六　汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七　その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八　その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3　第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4　第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四

号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5　前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条　前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2　前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一　申立人の住所又は居所の所在地

二　当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条　第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一　配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二　配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三　第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四　第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五　配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ　当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ　相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ　相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ　相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2　前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条　裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条　保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2　申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3　裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条　保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2　保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3　保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4　保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5　保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条　保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2　前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3　即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命

ずることができる。

4　前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5　前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6　抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7　前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8　前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条　保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2　前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3　第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条　第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2　前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条　保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条　法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条　この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条　この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章　雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条　配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

２　国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条　都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一　第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二　第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に

委託して行う場合を含む。）に要する費用

三　第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四　第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2　市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条　国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2　国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一　都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二　市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二　補則

（この法律の準用）

第二十八条の二　第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章　罰則

第二十九条　保護命令（前条において読み替えて

準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条　第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条　この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附　則　（平成十六年法律第六十四号）

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

２　旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条　新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附　則　（平成十九年法律第百十三号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附　則　（平成二十五年法律第七十二号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

４　小郡市男女共同参画推進条例

小郡市条例第４１号
平成 19 年 12 月 21 日公布

目次

前文
第１章　総則（第１条－第 10 条）
第２章　男女共同参画の推進に関する基本的施策（第 11 条－第 20 条）
第３章　小郡市男女共同参画推進委員（第 21 条－第 26 条）
第４章　苦情の申出の処理（第 27 条－第 32 条）
第５章　小郡市男女共同参画社会推進審議会（第 33 条・第 34 条）
第６章　雑則（第 35 条）
附則

我が国では、個人の尊重と法の下の平等が規定されている日本国憲法の下で、男女平等の実現に向けた取り組みが、国際社会の動向を踏まえながら、着実に進められてきました。

さらに近年、少子高齢化の進展や国内経済活動の成熟化等の社会経済情勢の急激な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ、共に責任を担い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題であるとの認識が深まっています。そのような状況の中で、国は、平成１１年に男女共同参画社会基本法を制定しました。

本市では、平成７年にあらゆる差別のない社会の実現に向けて「小郡市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例」を制定し、人権の尊重に力をいれてきました。

しかしながら、性別による固定的な役割分担の意識やそれに基づく社会制度又は慣行が今も多く残っており、性別による差別や偏見が、男女を問わず一人ひとりの自立した人間として個性と能力が尊重される男女共同参画の推進を妨げていることも事実です。

このような状況を踏まえて、本市は、市民と協働して、将来に向かって男女の人権が尊重され、自らの意思で多様な生き方が選択でき、自分らしく生きる喜びを感じることができる男女共同参画社会の実現を決意し、この条例を制定します。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、本市における男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者、補助金交付団体、地域組織等及び教育に携わる者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項及び苦情の申出の処理に関する事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）男女共同参画　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

（２）積極的格差是正措置　男女共同参画の機会に係る男女間の格差を是正するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に

対し、その機会を積極的に提供することをいう。

（３）市民　市内に居住する者、通勤する者、通学する者その他市内で活動をする者をいう。

（４）事業者　市内において、営利非営利を問わず、事業を行う個人、法人及び団体をいう。

（５）補助金交付団体　市から運営又は活動に対して補助金を受けている団体をいう。

（６）地域組織等　市内の自治組織、自治公民館その他の地縁に基づいて形成された団体並びに地域で活動する団体及び学習グループをいう。

（７）教育に携わる者　学校教育、社会教育及びそれに類する教育に携わる者をいう。

（８）ドメスティック・バイオレンス　配偶者等の親密な関係にある男女間における個人の尊厳を侵すような身体的、性的、精神的、経済的及び言語的暴力又は虐待（子どもを巻き込んだ暴力又は虐待も含む。）をいう。

（９）セクシュアル・ハラスメント　相手の意に反して行われる性的な言動により、相手の尊厳や人権を傷つけることによって、不利益や苦痛等を与え、又はその生活環境を害することをいう。

（基本理念）

第３条　男女共同参画社会の形成は、次の基本理念に基づいて推進されなければならない。

（１）男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が直接的又は間接的にかかわらず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

（２）男女が社会のあらゆる分野における多様な活動を行うに当たって、性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣行によって制限されることなく、互いの特性を認め合い、自らの意思と責任の下に、選択できるよう配慮されること。

（３）男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

（４）家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、これらの家庭生活の活動とそれ以外の活動が両立できること。

（５）男女の対等な関係の下に、互いの性及び生殖に関して、相互に理解を深め、生涯にわたり安全な環境の下で健康的な生活を営む権利を有すること。

（６）男女共同参画社会の形成は、国際社会の取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に行うこと。

（市の責務）

第４条　市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画を推進する施策（積極的格差是正措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。）を総合的に策定し、計画的に実施しなければならない。

２　市は、男女共同参画の推進に当たっては、国及び他の地方公共団体との連携を図るとともに、市民、事業者、補助金交付団体、地域組織等及び教育に携わる者（以下「市民及び団体等」という。）と連携し、協力しなければならない。

３　市は、自らが策定し、実施するすべての施策について、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

（市民の役割）

第５条　市民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野で男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

２　市民は、市が推進する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の役割）

第６条　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画を積極的に推進するよう努めなければならない。

２　事業者は、市が推進する男女共同参画施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

３　事業者は、従業員等の就業と家庭生活が両立するよう就業環境の整備に努めなければならない。

４　事業者は、従業員等に男女共同参画に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

（補助金交付団体の役割）

第７条　補助金交付団体は、基本理念にのっとり、その活動を行うに当たっては、男女共同参画を積極的に推進するよう努めなければならない。

２　補助金交付団体は、市が推進する男女共同参画施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

３　補助金交付団体は、団体構成員に男女共同参画に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

（地域組織等の役割）

第８条　地域組織等は、基本理念にのっとり、その活動を行うに当たっては、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

２　地域組織等は、市が推進する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

（教育に携わる者の役割）

第９条　教育に携わる者は、基本理念にのっとり、教育を行うに当たっては、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

２　教育に携わる者は、市が推進する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

（性別による差別及び人権侵害行為の禁止）

第 10 条　すべての人は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

２　すべての人は、ドメスティック・バイオレンス及びセクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

第２章　男女共同参画の推進に関する基本的施策

（総合的な男女共同参画施策の推進）

第 11 条　市は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に実施するため、小郡市男女共同参画計画（以下「参画計画」という。）を策定するものとする。

２　市は、参画計画を策定し、又は変更するときは、市民及び団体等の意見を反映させる措置を講じ、小郡市男女共同参画社会推進審議会の意見を聴き、公表しなければならない。

３　市は、参画計画の実施状況については、年次報告書を作成し、小郡市男女共同参画社会推進審議会の意見を聴き、公表しなければならない。

（施策の立案及び決定の過程への参画）

第 12 条　市は、施策の立案及び決定の過程における男女共同参画の推進のために、次に掲げる事項に取り組むものとする。

（１）積極的格差是正措置を行うことにより、市の附属機関等の委員の男女の数がいずれかの性に偏らないようにすること。

（２）性別にかかわりなく、職員の能力と意欲に応じた登用、就業環境の整備等に取り組むとともに、女性職員の職域の拡大、能力向上の機会の確保に努めること。

（啓発、広報活動、教育、学習の充実）

第 13 条　市は、市民及び団体等が基本理念やそれぞれの役割への理解を深め、男女共同参画社会の形成を促進するように、啓発や広報活動を行うとともに、あらゆる分野で男女共同参画に関する教育の充実及び学習の機会の提供を行うものとする。

（情報の収集、提供及び調査研究の実施と公表）

第 14 条　市は、男女共同参画施策の策定に必要な情報の収集及び提供を行うとともに、調査研究を実施し、その結果を公表するものとする。

（市民等への支援）

第 15 条　市は、市民、補助金交付団体及び地域組織等と協力して、男女共同参画を推進するとともに、市民、補助金交付団体及び地域組織等による男女共同参画社会の形成を促進する取り組みを支援するため、相談、助言、啓発、情報提供等を行うものとする。

（家庭生活における活動と他の活動の両立への支援）

第 16 条　市は、市民が育児、介護、家事等の家庭生活における活動と、地域、職域等におけるそれ以外の活動とが両立できるよう必要な支援を行うものとする。

（事業者への支援）

第 17 条　市は、事業者と協力して、男女共同参画を推進するとともに、事業者による男女共同参画社会の形成を促進する取り組みを支援するため、相談、助言、啓発、情報提供等を行うものとする。

２　市は、農業、商工業その他の自営業者とその家族等に対する支援については、特に配慮しなければならない。

（市から公衆に表示される情報に関する措置）

第 18 条　市は、市が公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、男女間の暴力を助長又は連想させるような表現、過度な性的表現及び男女共同参画の推進を阻害するような表現をしてはならない。

（暴力の防止と被害者への支援）

第 19 条　市は、ドメスティック・バイオレンス及びセクシュアル・ハラスメント等を防止する施策を講じるよう努めるとともに、被害者に対して相談及び支援の措置を行うものとする。

（相談への対応）

第 20 条　市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害について、市民から相談があった場合は、関係機関との連携の下に適切に対応するよう努めるものとする。

第３章　小郡市男女共同参画推進委員

（男女共同参画推進委員の設置）

第 21 条　市が実施する男女共同参画施策若しくは措置又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策若しくは措置についての苦情を処理するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の４第３項の規定に基づく附属機関として、小郡市男女共同参画推進委員（以下「推進委員」という。）を置く。

２　推進委員は、２人とし、その構成は、男女各１人とする。

3　推進委員は、男女共同参画の推進に関して優れた識見を有し、社会的信望の厚い者のうちから、市長が委嘱する。
4　推進委員の任期は、3年とし、補欠推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

（代表推進委員）
第 22 条　推進委員の互選により、代表推進委員を定める。
2　代表推進委員は、合議事項につき推進委員を代表する。

（責務）
第 23 条　推進委員は、男女共同参画及び人権の擁護者として、公平かつ公正にその職務を遂行しなければならない。
2　推進委員は、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

（兼職の禁止）
第 24 条　推進委員は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。
2　推進委員は、市と取引関係のある法人その他の団体の役員又は推進委員の公平かつ公正な職務の遂行に影響を及ぼすおそれのある職業と兼ねることができない。

（守秘義務）
第 25 条　推進委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。職を退いた後も同様とする。

（解嘱）
第 26 条　市長は、推進委員が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、委嘱を解くことができる。
（1）心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又は職務に堪えられない場合
（2）職務を怠り、又は第２３条から前条までの規定に違反した場合
（3）推進委員としてふさわしくない行為が明白に認められる場合

第４章　苦情の申出の処理

（苦情の申出）
第 27 条　市民及び団体等は、推進委員に対し、市が実施する男女共同参画施策若しくは措置又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策若しくは措置についての苦情（以下「苦情」という。）の申出をすることができる。

（推進委員の処理の対象としない事案）
第 28 条　前条に規定する苦情の申出が次に掲げる事案であるときは、同条の規定にかかわらず、推進委員の処理の対象としない。
（1）裁判所において係争中の事案及び判決等があった事案
（2）行政庁において不服申立てが行われている事案及び不服申立てに対する裁決又は決定を経て確定した事案
（3）国会又は地方公共団体の議会に対し請願等が行われている事案
（4）推進委員が既に苦情の処理を終了した事案
（5）前各号に掲げるもののほか、処理することが適当でないと推進委員が認める事案
2　前項の場合において、推進委員は、苦情の申出人に対し、理由を付した書面により、速やかにその旨を通知しなければならない。

（調査）
第 29 条　推進委員は、苦情の申出があったとき

は、必要な調査を行うものとする。この場合において、必要と認めるときは、当該市の施策等に係る市の機関（以下「当該機関」という。）から事情を聴取し、関係資料の提出を求め、又は実地調査を行うことができる。

2　調査を開始した後においても、苦情の申出が前条第１項に規定する事項に該当することが判明したとき、又は申出に理由がないと認めるときは、調査を中止するものとする。この場合において、推進委員は、苦情の申出人に対し、理由を付した書面により、速やかにその旨を通知しなければならない。

（是正勧告）

第 30 条　推進委員は、苦情の申出があった場合において、市の施策又は措置が男女共同参画の推進を阻害すると認めるときは、当該機関に対し、是正又は改善の措置を講ずるよう勧告（以下「是正勧告」という。）をすることができる。この場合において、是正勧告は、推進委員の合議を要する。

2　是正勧告を受けた当該機関は、当該是正勧告を尊重しなければならない。

3　推進委員は、必要があると認めるときは、是正勧告を受けた当該機関に対し、期限を定めて、どのような措置を講じたかについての報告を求めることができる。

4　推進委員は、是正勧告を行い、又は前項に規定する報告を受けたときは、速やかに苦情の申出人にその旨を通知するとともに、これを公表しなければならない。この場合において、個人情報の保護等人権に必要な配慮がされなければならない。

（制度改善のための意見表明）

第 31 条　推進委員は、苦情の申出があった場合において、法令の定め、地方公共団体の権限の制約その他正当な理由により、市の施策若しくは措置を直ちに是正し、又は改善することが困難であると認めるときは、制度改善のための意見表明（以下「意見表明」という。）をすることができる。この場合において、意見表明は、推進委員の合議を要する。

2　前項の場合において、前条第４項の規定を準用する。

（自己の発意による苦情の処理）

第 32 条　推進委員は、必要があると認めるときは、推進委員の合議に基づき、自己の発意に基づく事案について調査を行い、及び必要な処理をすることができる。

2　前項の場合において、第２９条から第３１条までの規定を準用する。

第５章　小郡市男女共同参画社会推進審議会

（小郡市男女共同参画社会推進審議会の設置）

第 33 条　市長は、次に掲げる事項を処理するため、地方自治法第 138 条の４第３項の規定に基づく附属機関として、小郡市男女共同参画社会推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（１）市長の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成に関する事項について調査審議し、その結果を市長に答申すること。

（２）参画計画の策定又は変更について、市長に意見を述べること。

（３）参画計画に基づき市が実施する施策の年次報告書について、市長に意見を述べること。

（４）前３号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成に関し必要な事項について、市長に意見を述べること。

2　審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

3　委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）識見を有する者
（２）関係団体を代表する者
（３）公募に応じた者

４　男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の１０分の４未満であってはならない。

５　委員の任期は、２年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

（守秘義務）

第 34 条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。職を退いた後も同様とする。

第６章　雑則

（委任）

第 35 条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成 20 年４月１日から施行する。

２　小郡市男女共同参画社会推進審議会設置条例（平成１３年小郡市条例第２号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（経過措置）

３　この条例の施行の際、現に旧条例の規定により委嘱された委員は、第３３条の規定により委嘱された委員とみなす。その委嘱されたとみなす委員の任期は、旧条例の規定により委嘱された委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

５　第２次小郡市男女共同参画計画策定に関する諮問について

２４小企第３１８号
平成２４年８月２８日

小郡市男女共同参画社会推進審議会会長　殿

小郡市長　平　安　正　知

第２次小郡市男女共同参画計画策定に関する諮問について

小郡市男女共同参画推進条例（平成１９年小郡市条例第４１号）第１１条第２項の規定に基づき、第２次小郡市男女共同参画計画策定に関し、貴審議会の意見を求めます。

記

（諮問理由）

本市では、平成１６年３月に小郡市男女共同参画計画（以下「第１次計画」という。）を策定、平成２０年４月に小郡市男女共同参画推進条例を施行、さらに平成２１年３月には具体的施策を見直した第１次計画後期計画を策定し、市民と協働して、将来に向かって男女の人権が尊重され、自らの意思で多様な生き方が選択でき、自分らしく生きる喜びを感じることができる男女共同参画社会の実現に向けて、様々な施策を実施しています。しかし、現行の第１次計画の計画期間が平成２５年度で終了します。

そこで、実効性のある施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画社会の実現の指針となる新たな小郡市男女共同参画計画を策定するにあたり、貴審議会の意見を求めるものです。

６　第２次小郡市男女共同参画計画策定に関する答申について

平成２６年２月１４日

小郡市長　平　安　正　知　殿

小郡市男女共同参画社会推進審議会
会　長　　堀　江　範　子

第２次小郡市男女共同参画計画策定に関する答申について

小郡市男女共同参画推進条例（平成１９年小郡市条例第４１号）第１１条第２項の規定に基づき、平成２４年８月２８日付で諮問のあった第２次小郡市男女共同参画計画策定に関し、当審議会は、本市の現状と課題を踏まえ６回にわたる審議を経て、別添のとおり「第２次小郡市男女共同参画計画（案）」としてまとめたので答申します。

記

小郡市においては、これまで「小郡市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでこられました。

平成２４年１０月に実施された「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」からは、男女共同参画が進んでいる状況が見られる一方、固定的な性別役割分担意識やその意識に根ざした社会のしくみと慣行がいまだに残っている現状も見られ、今後も継続した啓発・教育が必要であると考えます。

また、親しい間柄にある男女間の暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画の推進を妨げる行為でもあります。意識調査では、配偶者等からの被害経験がある、相談窓口を知らない、被害を受けた際に相談しなかったとの回答が寄せられており、暴力防止のための啓発及び支援体制の充実をさらに図る必要があると考えます。

市長におかれましては、「一人ひとりが認め合い、いきいきと輝くまち」の実現をめざして、市民とともに男女共同参画への積極的な推進に取り組んでいただくことを願っております。

7　小郡市男女共同参画社会推進審議会委員名簿

番号	氏名	所属団体等	備考
1	奥　村　章　子	就業支援アドバイザー	
2	釘　本　和　子	おごおり女性協議会	
3	草　場　小夜子	小郡市認定農業者の会	
4	國　廣　實知子	特定非営利活動法人　アジア女性センター	
5	坂　田　耕　三	小郡市民生委員児童委員協議会	副会長
6	鹿　田　鉄　也	連合福岡北筑後地域協議会	
7	田　中　智一朗	㈱田中三次郎商店社長（子育て応援宣言企業）	
8	棚　町　博　文	小学校長会、中学校長会（小郡中学校）	
9	中　川　　茂	公募	
10	堀　江　範　子	元久留米市男女平等政策室長	会長
11	山　本　京　子	公募	
12	芳　野　治　子	福岡県北筑後保健福祉環境事務所	

（50 音順・敬称略）

８　第２次小郡市男女共同参画計画策定の経過

年月		内容	
平成24年度	６月１日	第１回男女共同参画推進本部会議	・第２次小郡市男女共同参画計画策定基本方針
	６月28日	第１回男女共同参画推進幹事会	・平成23年度実施状況報告について ・平成24年度重点施策について
	７月17日	第２回男女共同参画推進本部会議	
	８月28日	第１回男女共同参画社会推進審議会	・市長より諮問 ・第２次小郡市男女共同参画計画策定基本方針 ・平成23年度実施状況報告について ・平成24年度重点施策について
	９月18日～９月28日	小郡市男女共同参画社会に向けての職員意識調査の実施	
	10月４日～10月19日	小郡市男女共同参画社会に向けての市民意識調査の実施	
	２月	庁内各課ヒアリングの実施	
	２月21日	第２回男女共同参画推進幹事会	・平成24年度重点施策の実施状況について ・市民及び職員意識調査の結果報告 ・計画策定スケジュールについて
	３月４日	第３回男女共同参画推進本部会議	
	３月21日	第２回男女共同参画社会推進審議会	

年月		内容	
平成25年度	4～7月	団体ヒアリング調査の実施	
	6月27日	第１回男女共同参画推進幹事会	・平成 24 年度実施状況報告について ・平成 25 年度重点施策について ・団体ヒアリング調査の結果報告 ・第２次小郡市男女共同参画計骨子案の検討
	8月1日	第１回男女共同参画推進本部会議	
	8月27日	第３回男女共同参画社会推進審議会	
	10月7日	第４回男女共同参画社会推進審議会	・第２次小郡市男女共同参画計画素案の検討
	10月29日	第２回男女共同参画推進幹事会	
	11月14日	第２回男女共同参画推進本部会議	
	11月28日	第５回男女共同参画社会推進審議会	・第２次小郡市男女共同参画計画素案の検討
	12 月 5 日～12月25日	パブリック・コメントの実施	
	1月23日	第３回男女共同参画推進幹事会	・パブリック・コメントの結果報告 ・計画案の承認
	2月3日	第３回男女共同参画推進本部会議	
	2月14日	第６回男女共同参画社会推進審議会	・パブリック・コメントの結果報告 ・計画案の承認 ・男女共同参画社会推進審議会から市長へ答申

９　用語解説　（50 音順）

●家族経営協定※1

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営をめざし、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるもの。

●国際婦人年※2

昭和 47（1972）年、第 27 回国連総会において、性差別撤廃に向けて世界的規模の行動をもって取り組むために、昭和 50（1975）年を「国際婦人年」とすることを決議した。

●固定的な性別役割分担意識※3

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

●ジェンダー※4

人間には生まれついての生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。ジェンダーは、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

●女子差別撤廃条約※5

昭和 54（1979）年に国連で採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」のこと。この条約は、女性に対するあらゆる差別の撤廃をめざして、法律や制度だけでなく、各国の慣習、慣行までも対象に含めている。日本では、昭和 55（1980）年に署名を行い、国籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定、学校教育における家庭科男女共修の検討などの条件整備を行った後、昭和 60（1985）年に批准した。

●ストーカー規制法（ストーカー行為等の規制等に関する法律）※6

平成 12(2000)年に成立した法律で、ストーカー行為等を処罰するなど必要な規制と、被害者に対する援助等を定めている。平成 25（2013）年の一部法改正により、つきまとい等の違反行為に電子メールの送信が追加された。

●セクシュアル・ハラスメント[※7]

「性的いやがらせ」のことで、性的なうわさを流すこと、身体への不必要な接触や性的関係の強要など、相手の意思に反して不快又は不安な状態に追い込む、性的な言動を指す。

●男女共同参画社会基本法[※8]

平成 11（1999）年に公布、施行された法律で、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、国・地方公共団体及び国民の責務を明らかにしたもの。男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

●男女雇用機会均等法[※9]

昭和 60（1985）年に制定され、その後、差別禁止規定、職場のセクシュアル・ハラスメント防止やポジティブ・アクションの促進を盛り込む改正法が平成 11（1999）年に施行されている。また、平成 19（2007）年に改正法が施行され、性別による差別禁止の範囲の拡大、妊娠・出産等を理由とする不利益取り扱いの禁止、セクシュアル・ハラスメント対策、母性健康管理措置、ポジティブ・アクションの推進等が定められた。

●ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）[※10]

夫婦、恋人間など、親密な関係にある男女間で起こる暴力。殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、大声でどなる・無視するといった精神的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性的行為を強要するなどの性的暴力も含まれる。

●ＤＶ防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）[※11]

家庭内に潜在していた女性への暴力について、女性の人権擁護と男女平等の実現を図るため、夫やパートナー等からの暴力の防止及び被害者の保護救済を目的とした法律。国際的な流れと被害者の声を受け、議員立法により平成 13（2001）年に制定された。平成 25（2013）年の改正により、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められ、また、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても法の適用対象となった。

●認定農業者[※12]

市町村の策定した農業経営基盤強化のための「基本構想」に基づき、より効率的・安定的な農業経営を行うために経営体（個人または法人）が立案した「農業経営改善計画」が、市町村から認定された農業者を指す。

●婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略[※13]

「国連婦人の 10 年」の成果の検討、評価を行うとともに、女性の地位向上を妨げている障害を示し、西暦 2000 年に向けての基本戦略や国内レベルでの具体的措置を示し、今後の各国の行動計画のガイドラインを描いたもの。

●北京宣言及び行動綱領[※14]

平成７（1995）年に北京で開催された第４回世界女性会議で採択されたもので、「北京宣言」では、女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃するために必要なあらゆる措置をとり、男女平等と女性の地位向上及びエンパワーメント（力をつけること）に対するあらゆる障害を除去することなどを宣言している。また、「行動綱領」は 21 世紀に向けての各国政府の女性政策の指針を示している。12 の重大問題領域があげられ、それぞれについて戦略目標ととるべき行動が提示されている。

●ポジティブ・アクション（積極的改善措置）[※15]

さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供すること。例としては、審議会等委員への女性の登用のための目標の設定等がある。

●マタニティ・ハラスメント[※16]

働く女性が妊娠・出産を理由とした解雇・雇止めをされることや、妊娠・出産にあたって職場で受ける精神的・肉体的ないやがらせのこと。

●ワーク・ライフ・バランス[※17]

「仕事と生活の調和」と訳され、一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指す。

第２次小郡市男女共同参画計画

発　行　　小郡市 総務部 企画課 男女共同参画推進係
〒838-0198　福岡県小郡市小郡 255-1
電話　0942-72-2111 ／ FAX　0942-73-4466
E-mail　danjokyodo@city.ogori.lg.jp